

# 決算常任委員会議事録

(令和5年9月6日)

## 決算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年9月6日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員
- |  |      |       |      |       |
|--|------|-------|------|-------|
|  | 委員長  | 中村 直幸 | 副委員長 | 森田 忠彦 |
|  | 委員   | 斧田 秀明 |      | 建石 良明 |
|  |      | 藤井千代美 |      | 村井 浩二 |
|  |      | 辻本 博之 |      | 辻本 馨  |
|  | 監査委員 | 西田いく子 | 議長   | 山田 強  |
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員
- |  |           |       |                    |       |
|--|-----------|-------|--------------------|-------|
|  | 町 長       | 田中 祐二 | 企画担当課長             | 小泉 大吾 |
|  | 副町長       | 齋藤 健吾 | 総務財政課長             | 小南 考弘 |
|  | 教育長       | 中道 雅夫 | 地域整備課長             | 鳥取 勝憲 |
|  | 政策総務部長    | 小角 孝彦 | 観光産業課長             | 小路 展裕 |
|  | まちづくり推進部長 | 村上 正規 | 環境農林課長             | 木下 明紀 |
|  | 健康福祉部長    | 子安 逸二 | 教育総務課長<br>兼学校給食C所長 | 武部 勝浩 |
|  | 教育次長      | 池田 貴則 | 学務指導担当課長           | 矢野 敦則 |
|  | 秘書政策課長    | 西本 武史 | 生涯学習課長             | 東條 信也 |
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件

(1) 認定第1号 令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について

---

午前 9時30分 開 会

○中村委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、決算常任委員会を再開させていただきましたところ、皆様方には、大変お疲れのところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。

昨日、教育長の中道氏より、地方自治法第121条第1項に基づき、9月5日、本日9月6日と欠席の届けが出ておりましたが、9月6日の欠席届については段取りがついた上で出席されておりますので訂正いたします。よろしく願いいたします。

本日は全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を再開させていただきます。直ちに会議に入ります。

まず、まちづくり推進部関係についての説明を求めます。

○村上まちづくり推進部長 おはようございます。

それでは、私のほうから令和4年度一般会計決算まちづくり推進部所管につきまして説明させていただきます。

なお、事業別区分の決算額の大きいものを中心にご説明申し上げます。

なお、職員人件費につきましては、各費目に共通することから、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。また、不用額につきましては、別途不用額調書を配布させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

それでは、歳出、58、59頁をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、公有用地管理事業の17万659円は、地域整備課所管の道路、河川、公園用地以外の町有地維持管理に必要な消耗品費及び修繕費並びに原材料費でございます。

少し飛びまして、70、71頁をお願いします。

13目公害対策費、支出済額114万6千450円。公害対策事業114万6千450円は、梅川、太井川、飛鳥川の水質分析のための業務委託料22万8千360円や本町を含む南河内3市2町1村の公害規制分野における共同処理事業負担金87万7千円などでございます。

少し飛びまして、112、113頁をお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の狂犬病予防事業5万8千511円のうち、11節役務費4万5千795円は狂犬病予防注射通知書の郵送料で、飼犬登

録数は842頭でございます。

少し飛びまして、120、121頁をお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費、ごみ事業1億7千283万808円のうち、次頁をお願いいたします。

11節役務費47万3千987円は家庭系無料ごみシールの配送料等でございます。  
12節委託料7千340万1千324円は、家庭系ごみ人口の12か月分及び家庭系臨時ごみ43トン分、事業系ごみ5万4千458台分の収集委託料や犬猫死体焼却委託料などでございます。

18節負担金補助及び交付金9千791万3千743円は南河内環境事業組合への負担金で、内訳といたしまして施設費分担金が2千907万円、管理分担金が6千523万円、共通事務費分担金が310万円などでございます。

クリーンキャンペーン事業118万6千928円のうち、12節委託料102万9千600円は、キャンペーン当日の収集運搬分別委託料及び別日における搬出運搬委託料でございます。

し尿事業236万6千421円のうち、12節委託料206万5千41円は、し尿汲取及び臨時汲取委託料などでございます。18節負担金補助及び交付金28万1千380円は、し尿整理券利用助成金で24世帯の助成を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策事業177万9千130円のうち、18節負担金補助及び交付金177万4千900円は、48事業者に対する事業系ごみシール購入代金の支援金でございます。

2目循環型社会推進費、支出済額3千285万5千715円。循環型社会推進事業3千285万5千715円のうち、12節委託料3千208万8千172円は、ビン・カン収集処理業務で1千369万2千448円、金属類収集処理業務で2千229万6千800円、ペットボトルとプラスチック製容器の包装廃棄物収集業務で1千591万7千461円などでございます。18節負担金補助及び交付金62万3千120円は、自治会等が自主回収されている古紙等回収に対する30団体への補助金でございます。

次頁124、125をお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、支出済額248万5千148円。農業委員会運営事業233万3千948円は、農業委員会委員及び農地利用適正化推進員計17名分の報酬、農地パトロールや農業委員会運営経費並びに大阪府農業会議負担

金などがございます。

農業者年金事務事業15万1千200円は、農業委員推進委員並びに事務局に配布する全国農業新聞の代金などがございます。2目農業総務費、支出済額3千306万8千591円。

一般農政対策事業439万8千821円のうち、1節報酬56万6千500円は、経営所得安定対策の会計年度任用職員報酬でございます。7節報償費13万290円は、26地区の実行組合長への報償費でございます。

次頁126、127頁をお願いいたします。

12節委託料179万9千348円のうち、電算機器・プログラム保守等委託料22万円は、農地台帳システムのプログラム保守委託料、有害鳥獣駆除処分委託料31万1千630円は、イノシシ47頭分の処分費用、及び有害鳥獣捕獲委託料126万7千718円は農作物の鳥獣被害防止のために、太子町有害鳥獣対策協議会捕獲隊に委託し、イノシシ64頭、カラス16羽の駆除を行った費用でございます。13節使用料及び賃借料10万4千140円は、経営所得安定対策事業に伴うシステムプログラム使用料などがございます。18節負担金補助及び交付金160万832円のうち、主なものとして大阪府農業共済組合負担金62万9千円のほか、農業振興補助金18万8千832円は、ハウス栽培の廃棄ビニール処分に対する助成金、農作物被害防止資材購入補助金61万7千円は、ワイヤーメッシュ及び電気柵の材料費の13件分の補助金でございます。

農業次世代人材投資事業825万円は、認定新規就農者6名に対する経営開始型の交付金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業380万4千472円は、ハウス栽培営農者56名に対する栽培用ビニール廃棄処分に対する補助金82万6千140円や、加温施設において営農を行っている17農業経営者への重油購入差額支援金297万8千332円でございます。

3目耕地事業費、支出済額1千91万3千951円。耕地関連事務事業1千91万3千951円のうち、10節需用費282万2千453円は、農道、水路などの12件分の補修に伴う修繕費用でございます。14節工事請負費522万6千100円は、山田地区における水路改修事業費でございます。15節原材料費173万6千988円は、農道、水路など15件分の修繕に伴う原材料費でございます。18節負担金補助及び交付金63万3千410円のうち、ため池防災テレメーター負担金45万3千円は、雨量

や水位等の確認のため、北今池、東谷池に設置されている防災テレメーターの維持管理負担金でございます。

2項林業費、1目林業振興費、支出済額427万7千37円。林業振興事業31万円。次頁、128、129をお願いいたします。

林業振興事業31万円のうち、18節負担金補助及び交付金31万円は、二上山美化促進協議会負担金などでございます。

万葉の森等維持管理委託事業396万7千37円は、二上山万葉の森の各種施設の維持管理に要する費用でございます。11節役務費3万4千617円は、トイレ浄化槽警報用の通信料でございます。12節委託料301万2千100円、これは太子町自然を守る会等に委託している二上山万葉の森の各種施設の維持管理委託料でございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工業振興費、支出済額1億748万9千103円。商工業進行管理事業81万8千166円のうち、18節負担金補助及び交付金80万3千776円は、富田林商工会太子町支部並びに富田林商工会本部への助成金及び創業支援補助金の1件分でございます。

地域就労支援事業11万9千円のうち、12節委託料9万9千円は職業能力事業として、河南町と合同で医療事務講座を開催し、受講者7人中、本町3人分の受講に対する委託料でございます。18節負担金補助及び交付金2万円は、雇用促進広域連携協議会負担金で、広域市町村で雇用促進のため、9月6日、富田林市民会館で就職フェアを開催いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策事業7千338万1千848円。

次頁130、131頁をお願いいたします。

経営の悪化や事業継続に大きな困難が生じていることや飲食店の営業時間短縮、休業要請外出自粛等により影響を受けている事業者に給付金などにより支援を行ったものがございます。11節委託料6千100万3千824円は、小売店舗や飲食店をはじめとした町内の対象事業者キャッシュレス決済を活用し、ポイントの還元をキャンペーン事業による3事業者の委託料及びキャンペーン事業PRにおけるチラシ、のぼり等の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金1千225万1千円のうち、事業者支援激励金50万円は、融資を受けた事業者に対して事業継続を支援するため、町内の5事業者に対して一律10万円を支給したもの、事業者一時支援金174万7千円は、国及び大阪府による支援金や協力金の支給要件から外れた事業者に対して、町独自の支援

金を支給したものの、事業者等緊急経済支援670万円は、町が実施した事業者一時支援金に上乗せ支給、併せて、国及び府の支援金を受けた事業者に追加支援金を支給したものの、飲食店舗創業支援拡充事業60万円は、コロナ禍において町内に飲食店の開業の促進を図るために行い、飲食店舗を創業した事業者に対して太子町創業支援補助金の上限を引き上げて、空き店舗1事業所、新規1事業所に支給したものの、事業者向けDX化支援事業支援金8万8千円は、キャッシュレス決済やテレワーク等の感染予防対策に配慮した環境整備に対し、1事業所に支給したものの。そして、運送事業者、運送事業等燃料価格高騰対策支援金261万6千円は、町内の運送事業者への支援金で、大型車10台以上を有している10事業所、また10台以下及び介護タクシー等9事業所に支給させていただいたものでございます。

2目消費生活対策費、支出済額39万6千142円。消費生活対策事業39万6千142円のうち、12節委託料20万円は、終活に関する講座の開催、また悪質商法やF.C.大阪の協力で契約の啓発動画を作成した委託料でございます。18節負担金補助及び交付金19万4千円は、富田林市、河南町、千早赤阪村及び本町が合同で実施している消費者相談事業への負担金でございます。令和4年度の相談件数は全体669件で、うち本町住民からの相談は56件でございます。

3目観光推進費、支出済額2千203万360円。観光推進事業1千753万4千761円のうち、12節委託料797万4千231円は、妹子トイレの維持管理とマスコットキャラクターたいしくんを活用したPR事業委託料などでございます。

次頁132、133頁をお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金936万6千円は、太子町観光・まちづくり協会への助成金882万1千円や竹内街道・横大路活性化実行委員会負担金などでございます。

道の駅運営事業407万9千234円のうち、12節委託料259万7千342円は、道の駅の清掃管理、並びに機械警備などの業務及び設備における維持管理に要した費用などでございます。18節負担金補助及び交付金4万7千円は、道の駅連絡会年会費でございます。

竹内街道交流館維持管理事業41万6千365円のうち、10節需用費29万8千665円は、電気料及び水道料金等で、12節委託料11万7千700円は、空調設備の保守料でございます。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、支出済額9千498万113円。

次頁134、135頁をお願いします。

道路橋梁管理事業878万4千786円は、道路管理に要した経費で、12節委託料592万9千円のうち道路台帳補正業務委託料570万9千円は、5年に1度の道路台帳の補正にかかる費用でございます。今回の補正により本町の管理する道路は325路線、約77.6キロメートルとなっております。14節工事請負費75万200円は、町道永田南辻線浸水対策工事の工事請負費でございます。

町道維持管理事業2千753万7千78円は、町道敷の維持管理に要した経費で、10節需用費385万3千80円のうち、電気料153万7千806円は町道道路照明灯174基、トンネル照明灯41基分の電気代でございます。また、修繕費230万8千885円は道路関係の修繕14件に要した修繕費用でございます。

12節委託料1千565万1千582円は、道路側溝清掃、町道敷の除草、植樹帯維持管理及び高木剪定を実施したものでございます。

13節使用料及び賃借料203万832円は、LED灯具に交換した道路照明灯及びトンネル照明灯リース代でございます。14節工事請負費440万9千900円は、町道維持工事にかかる費用で、町道通法寺1号線浸水対策工事のほか、町道葉室長池2号線、東条北畑線などの舗装修繕工事及び町道西之町後屋線路肩復旧工事に要した費用でございます。15節原材料費154万7千209円。

次頁、136、137頁をお願いします。

町道の修繕に必要なレミファルト、コンクリートなどの原材料費でございます。18節負担金補助及び交付金4万4千475円は、大阪府の道路照明灯の過払い事案に伴う精算金で、本来、町が支払うべきであった道路照明1灯の電気代相当額でございます。

道路用地取得事業9万9千円は、太子地区における里道の境界確認に伴う復元測量に要した費用でございます。

アドプト活動事業12万3千400円は、町の管理する道路や公園の一部を民間団体によって維持管理していただくもので、現在活動されている3団体に対するごみ袋の消耗品、ボランティア保険代、及び医療や花の苗などの費用でございます。

町道老朽化対策事業3千701万6千100円は、舗装の修繕工事と橋梁の保全に必要な費用であり、12節委託料1千681万3千500円は、橋梁定期点検業務委託料に要する費用で、本町の管理する橋梁41基のうち34橋梁の近接目視点検調査に要する費用でございます。14節工事請負費2千20万2千600円のうち、町道老朽化対



策工事請負費 1 千 2 0 5 万 3 千 8 0 0 円は、町道喜志太子線などの舗装補修工事、歩道修繕工事請負費 1 9 7 万 6 千 7 0 0 円は、聖和台地区の西山龍王寺線の歩道舗装修繕工事、橋梁保全工事請負費 6 1 7 万 2 千 1 0 0 円は、町道竹内春日線の鹿向谷大橋における伸縮装置部材の交換工事を実施したものでございます。

交通安全施設整備事業 2 2 9 万 3 6 2 円は、町道における道路反射鏡やフェンス及び区画線などの交通安全施設の整備に要した費用でございます。

2 項河川費、1 目河川等改修事業費、支払済額 1 千 7 0 1 万 4 千 2 4 0 円。河川管理事業 3 万 6 千 2 8 0 円は、河川事業に必要な消耗品及び河川関係の団体に対する負担金などでございます。

次頁、1 3 8、1 3 9 頁をお願いします。

普通河川維持管理事業 1 7 2 万 6 千 7 8 3 円は、本町が管理する普通河川の維持管理に要する費用でございます。1 0 節需用費 7 7 万 7 4 0 円は、河川や水路などの修繕に要した費用でございます。1 2 節委託料 4 7 万 8 千 3 0 0 円は、唐川ホテル保護区域の草刈り業務及びホテルを観光に来られた方の対応のための警備委託料でございます。1 5 節原材料費 4 7 万 9 千 7 4 3 円は、河川及び水路の維持管理に必要な原材料費に要した費用でございます。

土砂災害対策事業 3 1 万 4 5 0 円は、土石流監視システムに伴う電話料、及び雨量計、土石流監視装置システムの保守点検業務委託料でございます。

3 項都市計画費、1 目都市計画費、支出済額 3 千 6 6 万 3 千 8 4 5 円。都市計画管理事業 3 7 0 万 7 千 9 4 円のうち、1 節報酬 4 万 2 千円は、都市計画審議会委員報酬でございます。昨年度は都市計画審議会 1 回を開催しております。1 8 節負担金補助及び交付金 3 5 8 万 2 千 6 4 円は、都市計画関係各協議会等の負担金及び南河内広域行政共同処理業務負担金でございます。

次頁、1 4 0、1 4 1 頁をお願いします。

空家等対策推進事業 9 2 万 1 千 4 4 6 円のうち、1 節報酬 2 万 8 千円は、空家等対策協議会委員報酬でございます。1 0 節需用費 1 5 万 4 千 8 5 8 円のうち、印刷製本費 1 4 万 6 千 3 0 0 円は、昨年度、部分改定しました太子町空家等対策計画の冊子印刷に要する費用でございます。1 2 節委託料 7 2 万 5 0 0 円は、空家等管理台帳システムの更新作業に要する費用でございます。なお、現在の空き家は 1 0 9 軒でございます。

2 目都市公園費、支出済額 1 千 4 4 9 万 6 千 3 2 1 円。都市公園維持管理事業 1 千 4

49万6千321円です。10節需用費117万9千875円のうち、電気料58万9千872円は、公園照明灯63基分の電気代でございます。また、修繕費33万8千885円は、公園施設のフェンス、トイレ及び遊具などの修繕に要した費用でございます。12節委託料1千9万8千212円は、都市公園の清掃、除草及び高木剪定などに要する維持管理費用及び太子向少路地区の町有地の草刈り、薬剤散布に要する費用でございます。13節使用料及び賃借料66万4千848円は、LED灯具に交換した公園照明灯62灯分のリース代でございます。14節工事請負費250万8千円は、都市公園遊具更新工事請負費として、落原公園とさつきヶ丘公園の遊具更新に要した費用でございます。なお、本年度は畑・薬師山公園を予定しております。15節原材料費4万5千386円は、砂場の補充用砂及び木材等の材料費でございます。

3目下水道費、支出済額1億2千202万6千621円。下水道事業会計繰出金事業1億2千202万6千621円は、下水道事業会計への繰出金でございます。

4目まちづくり推進費、支出済額184万2千178円。景観まちづくり推進事業24万2千178円は、花のあるまちづくりの会のボランティア活動に要する費用で、庁舎周辺やポケットパークなどの花づくり等、住民協働のまちづくり活動を積極的にしていただいております。その活動に必要な軍手などの消耗品費及び保険料並びに花の苗などの費用でございます。

次頁、142、143頁をお願いします。

安全安心まちづくり推進事業100万円、18節負担金補助及び交付金で、木造住宅除却補助金5件分でございます。

新型コロナウイルス感染症対策事業60万円、18節負担金補助及び交付金で、木造住宅除却補助金上乘せ3件分でございます。

次頁144、145頁をお願いします。

8款消防費、1項消防費、4目水防費、支出済額7万8千520円。水防事業7万8千520円は、土のう袋、木杭など水防資材の購入費でございます。

少し飛びまして、186、187頁をお願いします。

10款災害復旧費につきましては、農林水産業施設災害並びに公共土木施設災害が発生しなかったため、支出はございませんでした。

以上で歳出についての説明を終わります。

引き続き、歳入についてご説明申し上げます。

24、25頁をお願いいたします。

12款交通安全特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、1節交通安全対策特別交付金、収入済額191万1千円は、交通安全施設の設置に対する交付金でございます。13款負担金及び交付金、1項負担金、2目土木費負担金、1節道路橋梁費負担金、収入済額59万150円は、町道通法寺1号線浸水対策工事に対する富田林市からの負担金でございます。なお、負担割合は事業費の2分の1でございます。

26、27頁をお願いします。

14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、収入済額4千455円。これはごみ集積所に設置されている電柱などの占用料でございます。

4目商工使用料、収入済額144万円。1節道の駅施設使用料144万円は、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の施設使用として、月12万円の使用料でございます。

5目土木使用料、収入済額965万9千360円。1節道路等占用料953万9千700円は、道路敷などにおける電柱などの占用料及び春日地区町有地における行政財産目的外使用料でございます。2節道路公園使用12万290円は、道路と同じく公園における電柱などの占用でございます。

次頁、28、29頁をお願いします。

3目衛生手数料、収入済額1千999万7千790円。1節し尿汲取手数料、収入済額200万8千490円。し尿汲取券一般2千483枚及び無臭トイレ用券245枚、臨時汲取券の販売手数料でございます。

2節犬猫死体処理手数料、収入済額5万2千500円は、21体分の処理手数料でございます。

3節廃棄物処理手数料、収入済額1千740万8千850円は、家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理手数料でございます。

4節飼犬登録手数料、収入済額46万8千550円は、77頭分の犬の登録手数料23万1千円及び429頭分の狂犬病予防注射済交付手数料23万5千950円などでございます。

5節特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料、収入済額5万9千400円は、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機の家電4品目、22台分の収集運搬手数料でございます。

4目土木手数料、収入済額46万9千870円。1節土木管理手数料7万7千600

円は、道路などの境界明示6件分及び屋外広告物手数料13件分の手数料でございます。  
2節都市計画手数料39万2千270円は、住宅開発許可に関連する手数料2件及びその他開発登録簿写しの交付などでございます。

次頁、32、33頁をお願いします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、収入済額1千314万1千円。1節道路橋梁費補助金1千264万1千円は、橋梁保全工事などの町道老朽化対策事業に対する道路メンテナンス事業補助金でございます。2節まちづくり推進費補助金50万円は、民間住宅に対する木造住宅除却補助金5件分の国庫補助金でございます。

次頁、34、35頁をお願いします。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金、1節総務管理費補助金6千869万200円のうち、公害防止事務補助金が9万4千円、環境規制関係の移譲事務交付金が63万6千円でございます。

次頁、36、37頁をお願いします。

4目農林水産業費府補助金、収入済額1千38万3千52円。1節農業費補助金1千26万52円、主なものとして、農業委員会交付金及び農業委員会費補助金、農業次世代人材投資事業補助金などがございます。2節林業補助金は、大阪府自然環境保全条例事務処理等の移譲事務交付金12万3千円でございます。

5目商工費府補助金、収入済額18万2千円。1節商工費補助金18万2千円は、電気・ガスの販売許可などの移譲事務交付金でございます。

6目土木費府補助金、収入済額174万7千150円。1節道路橋梁費補助金76万2千円は、違法屋外広告物除却交付金及び移譲事務交付金でございます。2節都市計画費補助金98万5千150円は、開発許可及び建築基準法事務交付金並びに都市計画移譲事務交付金でございます。

次頁、38、39頁をお願いします。

3項府委託金、3目農林水産業費府委託金、収入済額397万1千480円。1節林業費委託金397万1千480円は、二上山・万葉の森維持管理運営等の委託金などがございます。

4目商工費府委託金、収入済額243万7千600円。1節商工費委託金243万7千600円は、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」の管理に係る府委託金でございます。

5目土木費府委託金、収入済額2万6千円。1節都市計画費委託金2万6千円は、福祉のまちづくり条例委任事務交付金です。

42、43頁をお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、1目雑入、2節雑入のうち、備考欄の下から20段目、資源ごみ売却代として626万9千879円、その1段下、農業者年金業務委託手数料として13万600円、その1段下、建築物調査報告事務費として16万6千680円、その1段下、地図売却代で2万600円、その1段下、道の駅自動販売機電気代として23万6千794円、その1段下、竹内街道交流館自動販売機電気代として3万9千893円、その1段下、和みの広場自動販売機電気代として10万2千492円。

次頁、44、45頁をお願いします。

上から6段目、有害鳥獣対策協議会精算金として6万5千円、その1段下、子ども活動支援金補助金100万円は、公益財団法人ライフスポーツ財団からの補助金で、公園遊具更新工事に充当いたしました。下から3段目、妹子トイレ漏水による減免分として1万3千899円。

以上で、まちづくり推進部所管の歳入歳出の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○中村委員長 ただいま、まちづくり推進部関係の歳入・歳出について説明がありました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時16分 休憩

---

午前10時30分 再開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○辻本（博）委員 決算書44、45、子ども活動支援補助金のところですが、先ほども公園とかいろいろそういう話もあったんですが、ちょっと内容、少し細かくお話をさせていただけますか。

○鳥取地域整備課長 子ども活動支援補助金ですけれども、これは公益財団法人のライフスポーツ財団が実施する支援事業でございまして、いわゆる皆さんご存じのスーパー、ライフが運営するライフコーポレーションの株式を基本財源とする財団がやっている事

業でございます。

新型コロナウイルスの影響や生活様式の変化などにより、子どもたちが体を動かす機会が減少している中、子どもたちの健全な心身発達のために日常的な運動遊びやスポーツに親しむための取組を行う地方公共団体等の活動経費の一部を支援する事業でございます。

一応、対象経費としましては、公共施設にある大型遊具の設置や修繕、それと、子どもが使用する運動スポーツ用具の購入、それと子どもや親子を対象とする運動スポーツ事業の開催経費などが対象になっておりまして、支援金額としましては、1支援団体につき一律100万円というふうになってございます。

以上です。

○辻本（博）委員 いろんな部分に使っていただいているみたいなんですけれども、今までこの制度というのはずっとあったんですか、これ。

○鳥取地域整備課長 制度としては過去からもあったようでございますが、本町におきまして採用したのは令和4年度で初めてでございます。ちなみに、今年度も申請し、交付決定を受けている状況でございます。

○辻本（博）委員 ただ、こういった民間の補助金なんかは、どうやって見つけてこられたんでしょうかね。また、国とか府では補助金いろいろな関係で紹介があるとは思いますが、民間の補助金についてどういう経緯で申請されたのか教えてください。

○鳥取地域整備課長 団体の補助金、いわゆる民間の補助金に近いものです。それでも、市町村に対して紹介が来るものもございます。例えば、スポーツ振興の「toto」の補助金なんかもそうなんですけれども、あれにつきましては、市町村に対してこういう補助金がありますというふうに紹介がございまして、今回のこのライフコーポレーションに関しましては、全く一切そういう紹介がございまして、実情を申しますと、私とかほかの市町村から聞いて、こういう補助金あるよというふうにお聞きして、それをうちの内容に当てはめたところ合致するというので採用した次第でございます。

○辻本（博）委員 いただけるものは何でもいただいたら本当ありがたいなという。少しでも財政負担、軽減する取組をいただき、本当に尽力使っていただいております。こういった地道な活動が住民さんにも届くと思いますので、今後も労力かかるとは思いますが、よろしく願いいたします。

○藤井委員 120頁です。清掃費についてお尋ねします。

町会自治会がクリーンキャンペーンに参加していますが、年々町会自治会に加入しない方、脱会する方が増えています。第5次総合計画には2019年実績値で町会自治会加入率が52.3%とありました。2025年の目標値でも60%です。ほぼ半分の住民が町会自治会に加入していない中で、クリーンキャンペーンを知らない住民さんもあると思うのですが、半分は参加しなくても仕方がないとお考えなのでしょうか。自主的に参加することを呼びかけているのですか。お尋ねします。

○木下環境農林課長 クリーンキャンペーンについてのご質問でございますが、町会に加入されていない方の参加ということですが、町会に加入されてなくてもクリーンキャンペーンにつきましては、当然にご参加いただける事業でございます。広報等で周知しておりまして、個人で参加される場合もごみ袋等の配布は窓口でやってございますので、そういった形でご利用される方もいらっしゃいます。広くたくさんの方が参加していただけるように、今後も周知してまいりたいと考えております。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。

次に、十数件まとまって建てた住宅で、町会自治会が最初からないところもあります。自主的に参加することを呼びかけることも、また検討してください。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 では、6款の商工費でお聞きしたいんですけども、予算編成では当初予算で6千867万4千円を計上していたんですが、支出額では1億2千991万円、倍かかったんですね、この決算書を見ると。その中で項目を見ると、新型コロナウイルス感染症対策事業で7千338万円使っているんで、恐らくその分がかかったのかなと思うんですが、来年もその予算編成ではそのお金を計上する予定なんですか。

○小路観光産業課長 ご質問の商工業費の関係になってくると思うんですけども、これについては、コロナ関係の部分で補正予算の部分でさせていただきましたので、当初の金額に比べまして、補正予算のコロナの部分で対策費で非常に上がったという形になっておりまして、来年度というか、令和5年度の事業予算案につきましては、このコロナのほうは入っておりませんので、通常の令和4年度とあまり変わらない予算になっていると思いますけれども。

○辻本（馨）委員 元々、この補正予算に組んだ金額のお金というのは、財源は国からもらうお金だったんですか。

○小路観光産業課長 そうでございます。

○辻本（馨）委員 次に、3款の都市計画費、1項都市計画費の中で、空家対策なんですけど、推進部長が空き家は109軒というようなことと言われてたんですけど、空き家というのは、1軒ずつ訪ねて調べて空き家というのは分かるんですか。それとも、いろんな情報が来て分かるんですか。

○鳥取地域整備課長 空き家の軒数に関しましては、今、委員がおっしゃったような両方の要素によって、大体、うちのほうで把握しております。うちの職員が直接回って、ここは空き家というふうに確認したところ、すると、地域の皆さんからここは空き家なので草がぼうぼう生えている、何とかしてほしいという情報を基に加えて、それでうちの把握している軒数が109軒ということでございますが、正直申し上げまして、まだ闇に隠れている空き家というの、把握してない部分も正直でございます。

以上です。

○辻本（馨）委員 そうすると、その税金はどうしているんですか。固定資産税、ちゃんと取れているか取れてないかというのは誰が分かっているんですか。

○小角政策総務部長 固定資産税につきましては、仮に死亡等になりましたら、代表相続人というか、そういう方を追いかけてお支払いしていただくような形になっております。以上です。

○辻本（馨）委員 取れてないところの空き家もあるということですね。

○小角政策総務部長 取れてないところはないというふうに理解しております。

○辻本（馨）委員 理解しているというのは、自分が分かっているというだけですか。実態というのは分かっているんですね。ないということ。

○小角政策総務部長 税務課のほうで、その辺把握しておりますので、そこに関しましては取りこぼしのないような形で、代表相続人といいますか、そこに関しては請求するようになっていますので、取りこぼしは、仮にそういうふうな、いない状況であると、その辺はちょっと確認しないと分からないんですけども、基本的にはそういう形で代表者の方から税金をいただく形にはなっています。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 今、さっきの空き家にちょっと関連してなんですけど、これ実際には決算書には出ていますが、空家バンクの、今、ずっと制度をされているかと思うんですけど、今実際の利用実績等、空き家の登録数と空き家を買いたんか貸したんか分からないです



けど、そういう問合せの窓口に来られている実績というのを数字があったら教えていただけませんか。

○鳥取地域整備課長 空家バンクに関しましては、空き家の物件の登録というのは今のところゼロ件でございます。ただ、空き家を求めている方というのは、現在、希望者数は28名というふうになっております。

○村井委員 ということは、この空家バンクという制度を利用して、売買なのか賃貸なのか利用されて、太子町にお住まいになったという利用実績はゼロということでしょうか。

○鳥取地域整備課長 過去に令和2年に1件、マッチングが成立した案件がございます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○藤井委員 124頁、お願いします。

農林水産業費についてお尋ねします。農業次世代人材投資事業費についてですが、うまくいっているのでしょうか。農林水産省が7日発表した2022年度の食料自給率はカロリーベースで21年度と同じ38%でした。主要国で異常に低い水準にとどまったままです。世界の食料情勢が激変し、先行きが不透明になる中、食料自給率の向上に真剣に取り組むことが求められています。太子町の豊かな自然と農地は切り離せるものではないと思います。基幹農業従業者の59%は70歳以上で、今、農業を守らなければ、更に自給率が減っていきます。町独自の農業支援策は考えられるのでしょうか。よろしくをお願いします。

○木下環境農林課長 次世代人材投資事業についてのご質問でございます。太子町の実績についてまずご報告いたします。

令和2年度に1名の方が事業の対象となりまして、令和3年度は5名の方、令和4年度が更に1名増えて、6名の方が今実際に事業の補助金を受給されておるところでございます。営農の状況でございますが、今、6名の方、皆様引き続き、順調に営農を続けていただいております。

高齢化というご質問ございましたけれども、次世代人材投資事業、今年度より新規就農者育成総合対策事業と名前を変えておりますが、対象は49歳以下となっておりますので、若手の就農者が増えておる状況でございます。

今後の町の独自の支援というところもご質問ございましたが、お金的には事業費的には発生しませんが、我々としまして、農業者所得の向上、そこを目指しまして、

南河内フルーツの更なる知名度の向上、そういったところの観点から農業者所得の向上というところを目指してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。

近い将来、担い手の減少、減るのはもう大変です。農地の減、耕作放棄など生産基盤の崩壊も拍車がかかっています。ブドウ農家さんにどんな支援が欲しいか尋ねたら、後継者が欲しいとおっしゃっていました。食べていくだけのもうけが出れば続けていくことができるのという声も聞きました。ぜひ太子町の農業を発展させることをよろしくお願いします。

次に、頁129、万葉の森ですが、駐車場が崩壊したと聞いたんですが、その後どうなっているのでしょうか。また、危険な状態に今はなってるのかどうか、早く復旧工事もできるよという事で、府に働きかけをよろしくお願い申し上げます。

次に、道の駅の運営について、運営事業者公募による施設の効率的かつ効果的な活用に取り組みましたと、令和4年度主要施設の決算報告にあります。取り組んだ結果、どんなふうになっているのか状況を教えてください。

以上です。

○木下環境農林課長 まず、先に私のほうから万葉の森の駐車場の件についてお答えさせていただきます。

万葉の森の駐車場につきましては、ご存じのとおり、今年度の春から閉鎖しておる状況でございます。まず、閉鎖している場所なんですけれども、恥ずかしながら私も駐車場として認識しておったところでございますが、大阪府として整備して下さったのは、現在使用されているアスファルトの部分、あそこが正規の駐車場でございます。陥没が起きて、今閉鎖しておるところにつきましては、元々は道路の残地、及び旧の府道敷と水路敷でございました。そこをどなたかが、勝手にと申しますか、埋められて、駐車場のような形状になっておる経過というのが、今回、判明したところでございます。

復旧方法につきましては、大阪府と協議を行っておったんですが、本格的に直そうと思うと、数千万円程度の事業費、数千万円ではきかないかもしれないんですけれども、かなりの事業費がかかるということが判明いたしまして、今のところ、元々駐車場ではなかったところということなので、復旧のほうにそれだけの事業費をかけるというところは目処が立っていないというような状況でございます。

以上です。

○小路観光産業課長 道の駅の運営状況ということでご質問があるんですけども、令和4年4月から太子町観光・まちづくり協会のほうが運営を行っておられます。令和4年度の事業報告の決算によりますと、7千300万円の物販の売上げ、前年が5千800万円ですので、前年比で対して20%の増ということになっております。それとコロナ禍の前の平成31年度の比でも22%の増という形になっております。

あと、直売部門の出荷者の登録会員数なんですけれども、令和4年で89名、前年が50名ですから、約44%の増加になっております。

あと、出荷者の販売手数料については15%と決めておりますので、出荷者の負担については、以前の17%から2%減しておる農家については、地域振興のほうの効果が見られるということになっております。

あと、情報発信についてなんですけれども、独自のホームページやインスタグラムの運営を行い、道の駅のPRについても、定期的の特産品のPRイベントを実施して、あと、キッチンカーを誘致するなどによって、道の駅のにぎわいを創出につなげていることになっております。

特産品の活用についてなんですけれども、独自開発という形の部分でフィナンシェやジェラート、ドレッシングなどを商品化して売上げの増加にも役立てておられるということを知っております。

あと、以上のように、積極的な運営が全体の売上げ増につながっているとは考えるんですけども、このような運営状況は当初の協定に基づいて提示された事業計画を概ね達成されているということで考えております。

以上です。

○斧田委員 131頁の新型コロナの対策事業の関係についてなんですけれども、こちら辺、大阪府等で実施していた事業の中で、やはりこの不正受給というんですか、そういうふうなことを言われている部分があるんですけども、太子町の場合、その影響というんですか、今後出てくる可能性はあるんでしょうか。

○小路観光産業課長 斧田委員のほうがおっしゃっていた大阪府の支援事業の中で、不正が行われた場合とかがあるんですけども、太子町のほうにはまだその部分については、不正を行ったというところというのは報告は受けておりません。それと、今、現段階につきましては、太子町独自の支援事業とか、あと、国、府と一緒にさせていただ

いている事業につきましても、大まかな数字も得られましたので、一応、事業としては成り立っているかなというふうに思っております。

○**斧田委員** こういうふうなことというか、町のほうの原因したのではなくて、あくまでも影響を受けてしまうというふうな部分もあるんですけども、やはり、そういうふうな返還してもらわないといけなくなるような状態が出たときには、ちゃんと適正な対応のほうをお願いできたらと思います。

引き続き、135頁の町道の老朽化の関係のことで質問したいと思います。

やはり、老朽化、特に表層というんですかね、一番舗装の上側を塗り替えるだけでも、町自身というんですか、道路自身が本当に光って見えるような状態になるというふうなことを近くに住んでいる人たちのほうからもご意見を聞かせてもらっているところなんですけれども、特に、この頃、ウォーキングする人がいてる中で、表層がぼろぼろになって、それが原因でこけたりというふうなことで行政のほうに賠償責任言われないうなためも含めて、ある程度、何というんですか、舗装の打ちかえの基準というのとはつくられているとは思いますが、今、そういう流れの中で、町として若干そういう費用的な部分も、こういうふうな生活的な一番ベースになるような老朽化対策に向けて、これから先というんですかね、町のほう、取り組まれるような意思はないのかどうか聞かせてもらえたらと思います。

○**鳥取地域整備課長** 今の斧田委員の質問につきましては、一応、大きな柱として2本考えております。1本はここで言う老朽化対策事業、いわゆる平成28年にわだちとかひび割れ等を調査して、その結果、非常に悪いところから順序よくやっていく、国費事業としてやっている、去年でいうと喜志太子線の舗装工事もそうなんですけれども、ああいう形で定期的に計画を立ててやっていく部分、大きな柱の1本。

もう一つの部分は、今、斧田委員からもありました、いわゆる住民さんの生活に直結した生活道路、いわゆる極端な話、軽1台しか通らないような道路であっても、やはり人の歩く道路であり、町が管理する道路にあるのは間違いございませんので、そこに関しましてできるだけきめ細やかな対応をさせていただこうかなというふうに思っております。

ただ、住民さんの声を聞くだけでなく、なるべく私ども町を通ったときに傷んでいるなというふうなこともありますし、今年に関しましては、1件、郵便局のパトロールというか、郵便局の配達の方からここ傷んでいるよというふうな通報を受けた案件もござ

いました。そういう場合は、緊急を要すれば私らのほうで直営作業でやりますし、大規模であれば、業者に発注するというふうな形で取らせていただいておりますので、そういう形でいろんなネットワークを使いながら、きめ細やかな対応を心がけていきたいと考えております。

○**斧田委員** ありがとうございます。

本当に普段の生活していく上で、家から出ると、すぐ道路につながるわけで、皆さんのほうにしても安全なまちというイメージでもこれから必要とされてくると思いますので、取組のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○**森田副委員長** 先ほどの道の駅でちょっとお聞きしたいんですけども、あまり道の駅は利用してないけど、一月ぐらい前に道の駅へ行きましたけれども、そのとき、今、行政ではキャッシュレスキャンペーンというのをやっていて、いけるのかなと思って、そのときはまだ現金しかあきませんって言われてんけれども、もう、今いけますか。

○**小路観光産業課長** 森田委員のご質問なんですけれども、キャッシュレスにつきましては、前年、キャッシュレス決済をさせていただいたときにも、道の駅というのは対象外というか、対象店舗にはなってなかったんです。徐々にキャッシュレスが普及していく中で入れていっていただければいいなということ saying いたんですけども、まだ今のところ、現金のみという形の部分で動いております。

これにつきましては、キャッシュレスすると、手数料が約3%かかってくるわけなんですけれども、道の駅の部分の中で出荷者から15%取って、そこから手数料として3%取られるという形になってくると、道の駅の収入自身が非常に少なくなってくるという部分があって、あと、利用者についてはPayというキャッシュレスを使うのが一番便利にはなっているんですけども、今のところ現金のみという形で動いております。

以上です。

○**森田副委員長** そやからね、採算面で3%取られるとか何かであったら、行政自体かて、こうやって進めるのはおかしいん違うの。やっぱり、利用者のためにも、今であったらほとんどキャッシュレスって、私なんかでももう1円玉とか、ポケットに入っているのが嫌でキャッシュレスのあるとこばかりいてるからな。行政も進めてんやから、道の駅も品物出している人の利益が少なくなるんであったら、また何か方法を考えてでも、キャッシュレスになるように進めていただくようお願いいたします。

○村井委員 同様にこの道の駅に関連なんですけど、森田委員の質問で、私もそのキャッシュレスを道の駅で使えたらいいなというふうなお客様からの声、私もこの前のブドウの最盛期のときにちょっと行かせてもらったら、レジのところに並んでキャッシュレス使えると思ったら使えなかったと。あわてて現金を取りに行ったという方が目の前でいらっちゃって、そういうところで、今の大きな流れの中でキャッシュレス決済というのは必要やろうけど、やっぱりその運営を委託している以上は、その団体の方のご理解を得ながら、農家出荷さんの合意をしっかりと得ながら、キャッシュレスを使える可能な道の駅になっていったらいいなと思いますし、その辺のところと、もう一個、先ほどこの売上げのところ7千300万円と年間であったというところで、中々、私も足を運ばしてもろうたけど、盛況ぶり、特にこのブドウのシーズンとミカンのシーズン、やっぱり駐車場がもう車止められへんぐらい利用者さん、ドライバーの方が来られて、休憩して、お買物をして帰られるというようなところで、すごく活性化はしているなというような実感もあるんです。

ただ、令和4年の4月1日から国交省の道路局長通達に基づいて、太子の道の駅でも飲食が可能になったと。今さっき、ご答弁あったキッチンカー、来てもらっています。中でジェラートを販売できますとかいうところで、大きくそこが変わったと思うので、これから先、そういうハード、もしくは施設の改良、もしくは拡張していくとかいう、そういう計画とかそういう考えはないのか教えていただけませんか。

○小路観光産業課長 道の駅の部分なんですけど、活性化についてなんですけれども、6月の一般質問でも建石議員のほうからもあったと思うんですけれども、道の駅についてなんですけれども、今回、大阪府と一緒に活性化に向けてということで、活性化構想案というのを令和4年度にさせていただきました、令和5年度について検討会というのをさせていただきました、今現在、平成9年9月から開所した道の駅が大体約26年経っているので、それにおいては老朽化していく中で、今後、大阪府と一緒にこれについて考えていこうかなという部分を今させていただいているところなんですけれども、今後、これについては駐車場と施設についてなんですけれども、まだ、道の駅がどういった部分かというのを見極めた上でという形になりますので、今の状態というのを把握した上で確認して行って、その後、勉強会もしくは検討会についてしていきたいと。事業報告、今後の事業についてどうしていくかというのをちょっと検討していきたいと思っております。今、勉強しているところです。

○村井委員 今、大阪府と力を合わせて、どういうふうなことで動いているか分からないんですけども、そもそも前の方にも私、説明していただいたんですけど、その令和4年4月1日から変わったのは、国交省道路局長なんです。あの施設の一番決定権者は近畿地方整備局長のはずです。だから、大阪府だけじゃなくて国にもしっかりと働きかけんと、何ぼ大阪府がやりますと言っても国がノー言うたらノーなので、やっぱりその辺のところ、最高決定権者は誰や、あれは施設管理者の一番上、近畿整備局長なんです、多分。多分じゃないです。

各地方整備局長が各ブロックの道の駅の長となって、認定もしくはそういうことがあるので、国にもしっかりとこういう太子の道の駅、こうしたいんやというような、4月1日から飲食になったときも、大臣通達の中にも地元地域の地域振興に資するというような条件が、何でもかんでも売ってもいいですよじゃなくて、地域振興、地方創生の一環のメニューだと思うんですけど、地域振興に資する飲食に関しては許可を出していきましようというふうなところの大臣通達が、道路局長通達があったと思うので、その辺のところもしっかりと踏まえた上で、これ、大阪府と一緒に力を合わせていって、あくまでも道の駅はドライバーの休憩施設なので、しっかりと休憩を取ってもらえるような、どんどん利用してもらえるような道の駅になったらいいと思いますので、その辺また力を入れてもらいますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○齋藤副町長 太子の道の駅に関するご質問をいただきました。道の駅に関しましては、平成9年に開設して以来、実に26年経過しまして、施設の老朽化が進んでいるというところもあります。

それから、また、例えばイベントの実施時においては、先ほどもありましたが、ブドウの時期とかミカンの時期になりますと、駐車場がちょっと足りないとかというふうな時期もありますし、また、そもそも休憩スペースが少ないと、そういった課題もあるところでございます。

本町の道の駅を改めて考えますと、やはり、南河内フルーツロードに面しているというふうないわゆる特長というか、強みもございます。そういった強みを生かしながら、今後どういった機能強化ができるかというのを昨年から大阪府と一緒にあって勉強会を開催して、機能強化策について検討を行っているところでございます。

本年度も検討会という形で、グレードを上げて機能強化策について検討を進めるとこ

ろで、やはり、仮に機能強化をしていくということになりますと、こういったポテンシャルがあるのかと。いわゆる今の本町の道の駅にこういったポテンシャルがあるのかというのをしっかり見極めていく、検証していくということが重要ですので、本年度の検討会においても、そういったポテンシャルの調査とかそういったこともやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○**村井委員** 今、ご答弁の中では、フルーツロードという大阪府、南河内これ各自治体で肝煎りのというところで動いていかれていると思うんですけど、前からもちょっと言っていますように、道の駅ではなくて、ブドウに関しては、今、道の駅ですわ。もう各町内の個人の農家さんの直売所はもう品切れ、シーズンオフに入っていくシーズンやと思うんですけど、これからは道の駅で購入してくださいよということになっていくかと思うんですけど、やっぱり、太子町においては道の駅を中心としたところで、いわゆるフルーツロードという計画されている広域農道、通称広域農道ですね、今は町道なのか分かりませんが。

あの沿線の用途区域、用途地域のところを変えていかんと、今の農振の用地のままですら、何ぼいいイチゴを作っても、何ぼいいメロンを作っても、そこで売れません。そこでパフェのお店1軒建てられません。喫茶店1軒建てられません。ちっちゃい棚置いて、缶々に100円入れてくださいは、何とかいけるのかな、法律上は。その辺のところもしっかりフルーツロードと言ってやっていく以上、農家さんとかもできたらいいなみたいなことは思われるんですけど、いや、結局、何もできませんよというのが現状だと思うので、その辺の今、お考えあるんでしたら教えていただけませんか。

○**村上まちづくり推進部長** 昨年度から広域農道を南河内フルーツロードということで、大阪府が主導されて、かなり力を入れてやられている。町の特産品としてはフルーツロード周辺にブドウ、ミカンを栽培されている部分が集積されているということで、町としてもかなり活性化が図られるエリアと考えております。今後、総合計画の変更も当然見据えながら、それに合わせて、都市計画マスタープランの変更も当然必要になると考えられます。

以前の総合計画マスタープランをやった時期とは、もうかなり社会情勢、並びにこういった活性策が打ち出されていて、そういった環境も変化していますので、それに合わせた形で土地利用計画等を変えていくよう、変えていくというか、前向きに考えていくような形で、用途の変更というのは中々市街化区域、人口が減少していく中で、用



途を持った都市計画、市街化区域にするというのは中々農振の用地もあることですし、難しいかも分かりませんが、もうそれに合った形で活用できるような土地利用計画というのは検討していきたいと考えております。

○村井委員 それは本当によろ考えとかんと、皆さん、フルーツロードというイメージで、先行したら直売所なので、地方へ行ったらそうです、桃の直売所が並んでいると、ブドウが並んでいる、何かお店があってそこで休憩しながらちょっと甘いもんでもと、写真撮ってSNSに上げよう。やっぱり、そういうところのイメージがあると思うんです。太子の道の駅はいいけど、南河内フルーツロードという、フルーツロードずっといったところに何があるねん、全部、多分農振の用地に近いと思いますわ、調整区域だったり。太子の道の駅だけで集中してそこでやるんかって、そんなん現実離れすると思います。そんなん本当に住民さんは求めてないし、農家さんも求めてないと思います。やっぱりその辺のところをしっかりと、行政の思いは分かるんですけど、地元の方の声を聞きながらやらんと、フルーツロードってうたっているけど、周り、何も作ってないでということも、今は作っているけど、10年後もう農家やってないでとなり得るので、これは何のフルーツロードやみたいなの、もうどっかで買ってきた缶詰を売るんかみたいなのになっちゃったら具合悪いと思うので、せっかく大阪府がそれだけ力を入れてやられるんであったら、1年でも長く、その周りで沿線でフルーツ栽培、もしくは野菜でもいいです。地元の農家さんでやってもらって、ただ作ってもらっただけじゃなくてしっかり売ってもらおう。特に、私、農家の息子としてやっぱり農家の経営のところで現金収入というのはすごく貴重なので、そういうところで農業経営をしっかりさせてもらって、続けてもらおうというのが、大阪府のただの観光より農業対策いうところもあるかと思うので、その辺もしっかり考えてやってもらいますようお願いしておきます。

続けてよろしいですか。それと、先ほどの斧田委員の続きなんですけど、135頁の町道維持管理と、次の頁の老朽化対策というところなんですけど、これもここ数年、今シーズンもあったんですけど、やっぱりゲリラ豪雨もしくは台風といったら、大雨降った後の町道の維持管理というか、陥没とか、小規模な陥没、大きな陥没とかもいろいろあるかと思うんですけど、そういう事例がちょっと何件かあったかと思うんですけど、そういうところの予算のところも補正で組んでいったらいいのか分かりませんが、昨今のゲリラ豪雨と言われる雨の降り方によって、一連のずっと見て、パトロールしているときじゃなくて、雨降った直後に大きな陥没があった、もしくは町道に何か流出し

た砂利がばあっとたまってしまったとか、そういうところでいったら、この決算状況と  
いったら、来年度予算のところとか、私はちょっとそういうふうに余裕持たせておいた  
ほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺の今、お考えがあったら教えてい  
ただけませんか。

○鳥取地域整備課長 道路関係の予算への増加ということで、ご助言ありがとうございます。  
す。

台風とか出水時の後に関しましては、主要な道路については、私らのほうでパトロー  
ルもしておりますし、当然、住民からの通報によって動いている場合もあります。

今回の台風2号及び7号でしたか、あのときもちょうど国道で倒木、万葉の森の近く  
で国道の倒木等がありまして、通常であれば国道でありますので、富田林土木のほうで  
対応していただくんですが、場所が場所で、奈良県からの交通も多いところですので、  
もう四の五の言ってられないということで、町でもチェーンソーを持って駆けつけ、取  
りあえず端に寄せて通行を確保したというふうな事例もございますように、なるべく私  
らのほうできめ細かい対応は行っております。ただ、できるだけ予算は潤沢にあるわけ  
ではございませんので、なるべくそれを有効活用しながら対応していきたいというふう  
に考えております。

○村井委員 おっしゃるとおり、さっきも、倒木、道路維持管理していく中で、もし雨が  
降った後にそういう事象というか、陥没とかそういうのが発生したと。やっぱり、一番  
最初に2次災害というのを未然に防止するということが大事、やっぱりそこを迅速に対  
応するというのは大事なことですし、それでその周りをそういうふうに次の災害に向け  
て予防的に対策を実施していくというのも、これ、非常に重要やと思うんでね。

それと私、その陥没のところ、今、マンホールという、いろいろマンホールがある  
と思うんです。その中で、水道企業団に関するマンホールのところの陥没があったとき  
に水道企業団がやらなあかんのか、これ、どないなんやろなということも、私が見たと  
ころ、そういうところ、水道企業団との財源の分担とかということは可能なのか可能じ  
ゃないのか教えていただけませんか。

○鳥取地域整備課長 水道企業団ということが今挙げられましたが、いわゆる道路占用者、  
関西電力でもN T Tもそうですけれども、道路占用者の設置したものの付近で物が原因  
で起きた陥没というのは基本的な道路管理者ではなく、その占用物の管理者で復旧して  
いただきます。

例えば、今、水道のマンホール、止水栓とか消火栓とかいうものの原因で陥没があった場合というふうな例を挙げますと、本来であれば企業団のほうで全部対応していただくんですが、例えば、夜中であつたり休みの日であつたりというのがありますし、日常業務であっても水道のほうでちょっと対応ができないであれば、取りあえず応急で私らの道路管理者のほうで対応していただいて、本復旧のほうは水道企業団でやっていただくというような感じで動いてはおりますのが現実です。

○村井委員　あと、道路に関連して、同じ頁に交通安全施設整備といったところなんですけれども、道路はいろいろやってもらっていますけど、いろいろ関連者施設とか交通安全対策に資する表示物とか、やっぱり町内でそういうのはもう随時やっておられると思うんですけど、1回見渡して、これは、カーブミラーとかガードレールとかいろいろ所管のところで分かれるところもあるのかも分からないですけど、1回、パトロールをやったらどないやろうなと思うこともあるんですけど、そういうふうに更新のところ、実際に言ったら、事例で言うたらカーブミラーはどこの部署か分からないですけど、カーブミラーがまだ四角のカーブミラーついたらとか、いつのカーブミラーやねんみたいな、今こんな四角のカーブミラーなんかあるんかみたいなね。そういうなんで、ずっと来ているところの更新の見直しというところ、あと、例えば、山田地区では小学校PTAの方が設置された飛び出し注意という看板がもうぼろぼろになって、道のところでバーンなるとか、これは誰があと管理するんやといったところですね。これは道路管理者がやるのか設置された方がやるのか、そういうところの点検というのが必要やと思うんですけど、その辺のお考えがあつたら教えていただけませんか。

○鳥取地域整備課長　先ほど、陥没の話でもございましたように、やはり基本的には町の職員によってパトロールを行っております。基本的に大きくは年4回は春夏秋冬行っているような感じなんですけれども、中々それだけで全て把握できるというのはございません。

先ほど、例が出ましたカーブミラーなんですけれども、カーブミラーに関してはうちのほうで対応はしております。地元の住民さんから、ここ割れているとか、これ曇ってもう見えなくなってきたとかというふうなものに関しては取替えしておりますし、それだけではなくて、例えば、ほろのついたトラックが当たっていがんでしまったとか、そういう場合もございます。そういう場合も住民さんの通報とか我々が通つて、あれこれおかしいな角度向いているなというのがあれば、直接対応してしております。

できるだけきめ細かい対応を行っていきたいと思っておりますが、中々、私らだけでは十分なもんは行き届かないと思います。住民さんのご協力という形ですね、というものを得ていきながら進めていきたいと考えております。

○村井委員 そのカーブミラーについて、太子町の中でも地域性というのが、私は山に住んでたら、やっぱり冬場は路面凍結、霜が降りてという、冬場の山間、山間部じゃないな、山田地区の特徴やと思うんです。山田地区だけじゃないですけどね。やっぱり、そういうところはカーブミラーが朝、霜降りてもバリバリなってしまって何も見えへんやんというような声を聞く。ただ、それは何で霜が降りんねんと、皆さんもご存じのように、車のフロントガラスと一緒にと思うんですよ。フロントガラスに細かい傷があってそこにほこりがついて、それが凍結して霜柱が立ったり、そういったところがあるかと思うんでね。やっぱり、カーブミラーも長年使っていたら、どうしても傷んでくる、ほこりがつくといったところで、目に見えへん小さな傷がそれにほこりがついてて、それが凍結して、カーブミラーが見えなくなるという。多分、今の新しいやつであったら、もう霜がつかへんようなやつとかもあるかと思うんでね。その辺も地域の特徴を踏まえた上で、設置もしくは更新していただけたらいいなと思うんですけど、その辺もお考えがあったら教えていただけませんか。

○鳥取地域整備課長 確かにおっしゃるように、中には太陽光の熱を利用してヒーターがついて凍結が防げるようなものもあるというふうに聞いておりますが、いかんせん、やはり高いです。ですので、例えば、普通のカーブミラーであれば3か所替えれるやつが、それで1か所それを使うことで1か所しかできないというふうになってしまいます。

私らとしてはできるだけ多くの住民の方に安全に通行していただきたいという思いがありますので、できるだけ通常のカーブミラーを使っていきたいというふうには考えております。

去年ですと、業者をお願いしたカーブミラー設置で3か所、職員で新たに入替え、更新したのが9か所、合計12か所のカーブミラーを入れ替えております。それ以外にも、先ほど話しました、ちょっといがかんでいるとか、あっちこっち向いているというのを合わせますと、かなりの数のカーブミラーを維持管理しておるわけですが、それになりますように、なるべく住民さんの目線に沿った形で対応はしていきたいというふうに考えております。

○村井委員 私も交通安全協会のいろいろそういう役をやらせてもらっていて、例えば、

道路交通法がいろいろ改正されて、あまり太子町じゃ見ないですけど、電動キックボードがよそのところで走り回っているというようなところで、例えば、観光のところで何かキャラクターのを着て、小さなミニカーと言われる車が観光土地で走り回っている。それで新たな問題が出ているというほかの団体もいろいろあります。

その中で太子町においては、そういうところの交通安全といったところ、生活に密着したところ、先ほどからカーブミラー、カーブミラーと言ってますけど、カーブミラーだけじゃなくて、ほかの警察が所管している停止線、そういう規制線とか、ほかのもろもろの地面の舗装。灯火標識と言われるようなところをしっかりと交通安全と言ったところに基づいて、太子町の住民さんの安全というのをしっかり確保してもらいますようにお願いしておきます。

○村井委員 頁の45頁の有害鳥獣対策協議会精算金6万5千円、この有害鳥獣対策協議会精算金について教えていただけませんか。

○木下環境農林課長 有害鳥獣対策協議会精算金でございますが、これにつきましては、令和3年度より国から補助金をいただいております。イノシシ成獣1頭に対して7千円、幼獣で1千円いただいておりますが、基本的には有害鳥獣対策協議会のほうに入っていくお金でございます。

この補助金の使い道でございますが、捕獲の資材費及び労務費、猟友会の方々の労務費に充てていいよということになってございます。令和3年の収入ではこの補助金の使い道について協議会とまとまりませんでした。令和4年度に協議を行いまして、基本的には資機材、イノシシを捕獲したときに使う手袋であったり、ビニール袋、そういったものに充てていこうということで話がまとまりました。その残りは猟友会のほうで労務費として分配しますという形になったわけでございますが、令和3年度分の収入につきましては、資機材分に充ててほしいということで、協議会のほうから精算金としていただいております。

○村井委員 この有害鳥獣対策協議会というのを立ち上げて、有害鳥獣の捕獲の活動されてきていると思うんですけど、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画、これは太子町では今現状策定されているのか策定しないのか教えていただけますか。

○木下環境農林課長 計画については策定してございまして、イノシシ、カラス、アライグマが捕獲対象となっております。

以上です。

○村井委員 では、策定した計画に基づくこの有害鳥獣対策協議会は、その計画もしくは法律に基づく捕獲実施隊に登録されているのか、実施隊として設置されているのかされてないのか教えていただけませんか。

○木下環境農林課長 捕獲隊のメンバー全て名前を挙げさせていただいて、計画に載せさせていただいておるところでございます。手元に計画の詳細がございませんので、すみません、詳しくは申し上げられないんですが、お名前まで載せさせていただいておるところでございます。

○村井委員 お名前まではいいけど、何が言いたいと言ったら、やっぱり計画まで策定して、その鳥獣捕獲実施隊というところにしっかりと国に登録してもらったら、例えば鳥獣被害防止総合対策交付金、これを受けながら、いろいろなメニュー、もっと充実したメニュー、例えばよそでいったら、その捕獲7千円という奨励金と言われるところの額が増額になったり、よそのところでいろいろなことができる。例えば、この辺であったら、千早赤阪村かな。多分、それに基づいてその実施隊というところの活動をされていると思うんです。

だから、その辺、そこまで計画立てて、せっかくこういう鳥獣対策協議会という、設置されているんですから、また違うメニューの総合対策の交付金、今、国も出しているんで、その交付金を得ながらもっと幅広い、予算額も多分また変わってくるでしょうし、実施してもらわなあかんと思うんですけど、これは行政がしっかりとそういうところのことを協議会の方にお知らせしつつ、地元の農家さんとまた話をしてやっていかなあかんと思うんですけど、その辺のこれからのお考えというのはあるのかなのか教えていただけませんか。

○木下環境農林課長 協議会については、現在4名の隊員さんが加盟してございまして、活動しておるところでございます。高齢化というところが非常に問題であったんですけども、昨年度、新たに40代のお一人、入っていただいたところで、今後も継続して活動はできるかなと安堵しておるところでございます。今後につきましては、お一人入っていただいたとはいえ、高齢化という問題もございまして、活動できる範囲というんですか、が限られてこようかと思えます。その辺をまた協議会とも協議の上、どういったことができるのかというところで、また協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○村井委員 今、また若いメンバーの方が加入されたということなんですけど、これ、今

の有害鳥獣駆除というのを皆さん全国でやられていますけど、実際、有害鳥獣と言われるイノシシ、また鹿とかね、まだ太子町には鹿はいないかと思うんですけど、その走り回っているのをライフルもしくは銃というもので、走り回っているのをバーンって撃っているような狩猟しているところ、そんなめったにないと思います。一部ではありますけど。

例えば、今であったら、くくり罠とか箱罠とか、やっぱそういうのが今主流になってきていると思うんで、そういうところのメンバーの方をどンドンどンドンそのメンバーを増やしていただいて、活動に行くときに、国ね、農林水産省がちょっと力を入れて、集中期間とか設定してやっている交付金なりしっかり受けてもらって、活動してもらわなあかんと思うんですけど、その辺、まず農家さんの方にこういう制度がありますよというようなことをお知らせするのは行政としてそれは責任があるかと思うんですけど、その辺のお考えを教えてくださいませんか。

○木下環境農林課長 まずは、協議会の言わば年間20万円という僅かな労務費で活動していただいておりますので、そのご意見は尊重をさせていただきたいと考えております。中々、グループで活動しますので、単に人を増やせばいいというのは難しい問題ございまして、例えば、あいつ行く回数少ないやないか多いやないかとか、いろんな問題がございまして、今、グループとしては非常にまとまりのある団体となっておりますので、数が増えることによって空中崩壊するようなことにはならないようにはしたいと考えておりますので、まずは先の農家さんのほうにこういった制度があるという周知をしてしまおうと、やれやれとなっても実際に活動していただけるのは猟友会の皆様でございまして、そのご意見は、ご意見というものは尊重しながら進めてまいりたいと考えております。

○村井委員 今のちょっと課長の答弁なら、猟友会の方を守りたいのか地域の農地の、もしくは住民さんの生活の安全を守りたいのか、よく分からん答弁なんですけれども、もう一回お願いできませんか。

○木下環境農林課長 地域の農地を守るために猟友会の活動を継続していただかないといけないと考えておりますので、猟友会さんの意向というのは大切だと、一番に考えるべきだと考えております。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 127、耕地関連事務事業というということで、大阪府ため池総合整備とい

うことで協議会負担金とかいろいろあるんですけど、実際に、これ、どこの自治体も中々難しいところにあってんのが、太子町に存在するため池と言われる中の個人所有、個人所有のため池の中でまだ大阪府に農業用ため池として登録されている数、それで個人所有で何らかの対策をしていただいているため池とか、そのまま今、農業ため池として使われてないけど放置されたままやとか、そういうところの今、実態を調査されたことはあるのかないのか、されてたらそういう現状を教えてくださいませんか。

○木下環境農林課長 太子町の農業用ため池につきましては、98ございます。そのうち防災重点ため池と呼ばれます防災上の選定要件に合致したもの、例えば、100メートル未満に人家があるとか、そういったもの、貯水量が5千立方メートル以上あるとか、そういったものに合致した池が47池ございます。更に、そのうちに特定ため池というのが29ございます。

特定ため池というのは、今おっしゃられたような個人池であったりとか、財産区や太子町以外が持つておられる池というのが防災重点ため池のうち、更に29あるというような状況でございます。

ため池点検というのは、水防池、要はどれだけ危険か、影響があるかというところを数値化しまして、そこの合致する池に関しましては点検を行っておるところでございます。

以上です。

○村井委員 これ、数字で上げていただいたところで、目視できるため池と言われる大きさが、法律制度から漏れているため池というのは存在するのかもしれないのか。例えば、登録がされてないとか、目視ではそこにはため池があるねんけど、うちここは登録されてない、もしくはため池として法律上は認められてないというふうなところのため池が太子町内には存在するのかわせていただけませんか。

○木下環境農林課長 まず、航空写真等とかで池を確認しまして、それで、その池の所有者を特定して届出を出していただいております。その池が、先ほど申しましたとおり、98池あるというところなんです。また、新たに認知しました池については、その都度増やしていくような状況でございます。

以上です。

○村井委員 本当、各財産区さんで管理をされているため池、やっぱりいろいろ予算書の中、決算書の中でも、ため池、ため池というところも出てくるんですけど、町内には昔



から農村としての農業用水をちゃんと配水するという機能が当時あったんでしょうけど、今はもう農業用水とも使われず、池の堤も昔のまま、そういうため池が所在するというのは事実だと思います。

ただ、これ、私、何でこの場でこんなことを言うか言うたら、それを行政がどうやこうやできるものでもないと思います。地域のそういう方がどうやこうやすることもありません。あくまでも個人の所有物なんで、もしくは共有で持っておられるのか分からないですけど。

だから、その辺もこれ太子町だけの問題じゃなくて、全国同じような問題が起こっているんで、例えば、廃止する手続きの案内をすとか、今、国土強靱化の中でも危ない、危険度が高いと言われている農業用水を廃止してくださいよみたいな、そういう国土強靱化のメニューもあるかと思うんです。

だから、その辺のところを所有者さんにまずお知らせするといったところがすごく大事だと思うんですけど、その辺のお考えはあるのか、もしくはそういうのをもう進めていこうとしておられるのか教えていただけませんか。

**○木下環境農林課長** 先ほど説明させていただきました防災重点ため池、47池あるということでご報告させていただいたんですが、その防災重点ため池については、村井委員おっしゃられるように、国の事業、廃止する、いわゆる改廃、潰して廃止するという事業がございます。これは地元負担なしで100%国費でやれる事業でございます、その6月議会で村井委員から山田配水池の上の池がちょっと危ないのではないかという文献でもいただいていたところがございますけれども、その池については防災重点ため池でございます、地元の方に聞くところによると、池の水も利用されていないというような状況でございますので、所有者の方は亡くなられておるんですが、今、所有者の相続人の方とお話をさせていただいております、池の廃止、改廃事業に向けて、今、意見の交換をしておるところでございます。

以上です。

**○村井委員** 中々、今、進めていただいている中でも手間のかかる困難なこと、あくまでも住民さん個人の所有物になるので、中々、こうせえ、ああせえということは言いにくいと思うんですけど、そういうところの案内をしっかりと進めていただいて、地道に所有者さんとの合意形成を図りながら進めていただけたらいいと思います。また、山田地区には個人所有のため池、共有のため池が堤から漏水があって、町道にずっと流れている状

況が続いているため池もあるんです。

ただ、町道のところに流れてくるといふ、その流れている原因の起因とするのは個人の所有の池というところで、中々、手出しできない、お願いベースの話しかできないみたいなことになってると思うので、その辺もしっかりと所有者さんと合意形成取って進めていただきますようお願いしておきます。

○建石委員 今のため池の件で、僕の経験値から言うと、恐らく2、3年前に個人のため池を登録してくださいねという広報がどこかから入って、申し訳なかったんやけれども、それは僕は出してないんです。面積とかいろんな地番とか出さなさいというふうな広報周知があったんですけど。

ただ、2、3年前に大阪府の方が、ちょうど僕がそばにおったら、2、3人の方がうちの池のそばに来て何かいろいろ調査されているので聞いたら、いや、こうこうこうで個人池を調査しているんですというふうな経験値があったということだけお知らせしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、私、森田副委員長と交代させていただきまして、私のほうの意見を一度申し上げたいと思いますのでお願いいたします。

先ほど来より道の駅について、討論というか、議論があったように思いますけれども、本来、道の駅というのが私は実際に車関係に属しておりますので、従来、道の駅を造ると言ったのが日本全国津々浦々、トラック運送業者が休む場所がない、休憩場所がない、トイレがない、そういったことの発想から我々も一生懸命国に訴えて休憩場所、またトイレというところを造っていただいたというのが元々の発祥だったと思っております。

それでも、なおかつ、休憩場所がないというのは、いわゆる駐車場が狭い、そういったことで近畿整備局のほうにも何回か行きましたけれども、それはあそこで物を売られるから、あんたらが駐めるとこないんやわと、これが結論になったわけです。

そしたら、道の駅のいわゆる本当の用途というのが休憩場所、それとトイレ、それと、その土地の情報の提供、この情報の提供というのが実際にここにはおいしいブドウがあるよという提供を書き物ですというのが本来の姿だったんですけど、それを食べてみたらどうだという拡大解釈で、そこで物を売ったらどうだというのが、この道の駅で物を売るといふふうな発展してきたと私は思っています。

これで、観光産業課長にお聞きするんですけども、その考えでこれからやっていき

たいと思っていますけれども、それは間違いないでしょうか。

○小路観光産業課長 道の駅のほうは当初の設置ということで休憩所とか、あと、トイレの分ということで、当初、大阪府と町のほう共同で一応設置という形になってきたんですけど、時代と共に販売とか地域振興施設という形の部分とか、あと、いろんな遊具施設とかということで、できるだけ多くの人に立ち寄ってもらいたいということで非常に多くの道の駅というの、全国的に広がってきているということは認識しております。

太子町のほうの道の駅につきましても、今、非常に老朽化という、26年たっているということなので、老朽化が進んでいる中で、トイレについては徐々に洋式化のほうをさせていただいております。あと、駐車場につきましても、当初におきましては、当初よりも今のところ、南阪奈道路等ができて、交通量自身が非常に減っているということも聞いております。駐車場としても本来の部分の中で交通量が減っているということもあるんですけども、今現状の中では駐車場につきましては維持していくという形の部分では思っておるところでございます。

まして、今おっしゃっていただいていた販売等も出てきておりますので、地域振興の施設ということを見ると、若干、駐車場施設としても手狭になってきているというふうな部分で、住民の方、もしくは来訪者の方からのご意見等もアンケート等によって来ておりますので、この辺につきましては、今後、検討はしていかないといけないかなということでは思っておるところでございます。

ですから、今すぐに太子町の道の駅というのがトイレ、休憩所、情報という部分の中で、これが重要という部分の中で、全体的に重要なのは重要なんですけども、あと、地域振興ということでも販売も今後も検討していかないといけないということでは思っておるところです。

○中村委員長 元々の休憩、それとかトイレという最初の発想のことから見ると、やはり、そこで物を売るというのは何一つなかったわけですし、それを拡大解釈して、パンフレットを見てもらうというのが、食べてもらったらいんじゃないかというような発想に変わって、それを拡大解釈して物を売って、これが情報だというふうに、これは大阪の整備局にも同じことを言っておったわけなんですけれども、そういった形になっているものを今も制限を受けて、朝、我々も車、トラックあたりも駐まっても、時間が来ると出ていってくれというようなことで、非常に、当初目指した目的より違ってきているというのが目に映るので、今後、物流関係も大きく、来年あたりから変わってきます

ので、多分、量は減ってくると思いますけれども、やはり、元々のそういった発想をしっかり守っていただくというところもありますので、その調整は町のほうでしていただきたいとは思っていますけれども、それと、先ほど出ていましたけれども、フルーツロードという名称をつけていただいたというのはありますけれども、これはそこで物を売るということじゃなくて、この道路の近辺にはフルーツが採れますよというだけの認識というような感じで私はおるんですけれども、作ることと売ることと一緒にやっていくというのは非常に問題があるかと思えますけれども、あくまでも道の駅については従来の発想を守っていただきたいという部分もありますので、そのところをお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。ありがとうございます。

○森田副委員長 要望でよろしいね。

○中村委員長 はい。

○森田副委員長 そしたら、委員長替わります。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 141頁の都市公園維持管理事業なんですけど、町内には都市公園として公園ということで、法律上、公園がある中で、これは長年ずっとやっているんですけど、町内にある公園でボール遊びできない。いろいろ制限があって、中々、利用もしくは禁止されている中でのそういうボール遊びが実際には行われてて、そういう問題が起こっている話があるかと思うんですけど、実際にそういうふうなところの話を聞いたら、周りの自治体でも全部の公園、禁止にせずに、ここはボール遊びしていいですよというふうな公園を設置するとか、そういうところの対応しておられるところあるかと思うんですけど、そういう今お考えは、現状の認識とこれからのお考えを教えてくださいませんか。

○鳥取地域整備課長 非常に悩ましい問題でございまして、正直、ボール遊び、公園でボール遊びをしているから子どもが危ないという苦情も受けたことがありますので、当初、本当に、10年前、15年前ぐらいですと、ボール遊びを禁止という看板を張ったことがあります。ですが、ボール遊び禁止という解釈でいくと、小さい子どもを、よちよち歩きの子ども、2、3歳の子どもがこの遊び、それもやったらあかんのかということで、種目を限定して禁止したこともあります。

例えば、サッカー禁止、野球禁止で貼っていると、バスケットをやっておると、バレーボールやっていると、どんどんどんどんもう広がって切りがなくなってきます。です

ので、今、私らの認識としてはやはりほかの利用者に迷惑をかけないようにというふうな認識でしております。

ただ、おっしゃるように、まとまってサッカーするような施設がないというのは、確かに公園としてはないのですが、もしやりたいということであれば、私が申し上げるのもなんですが、スポーツ公園であるとか青少年グラウンドであるとかいうふうなところがございますので、そちらをできるだけ利用してもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 今のご答弁、それではバスを走らす、利用促進をやらなあかんと思います。ただ、これは大きなところで考えて、これから昼からの話になるかと思うんですけど、私は小さい頃からサッカー、野球をやりました。親から野球やれとかサッカーやれとか何も言われてないんです。当時は小学校の校庭、近所の田んぼ、道、友達集まって、おい、野球するぞ、サッカーするぞ、先輩のお兄ちゃんとかがメンバー足らへんからちょっと来いやと行って、野球、サッカーを始めたんです。そこからちょっとおもしろいないうて、少年野球のチームに入りました。

やっぱり、そういうところの子どものスポーツ振興の一番きっかけとなる、キャッチボールぐらいできて、おまえ、速い球投げるやんけ、ちょっと少年野球チームに入ったらどないやとか、バスケットボール、おまえ、リングまで届くようになったやんけ、ミニバスのチームに入れやと行ったところで、行政のそういうところのスポーツ振興というところの一番最初のきっかけがそういう都市公園の活用やと思うんです。

例えば、中学校の体力測定でボール投げというのは今でもあるんですかね。何でボール投げってそんなん体力測定でやんねんて。公園でボール投げるとこあらへんで、どこでボールを投げんねんて。何でボール投げというようなところが体力測定の1つになんねんやとか、その基礎体力、後のことを考えたら、そういうところの入り口をしっかりと行政として整備する、もしくは運用面をちょっと工夫して、この公園は特徴のある公園で、ボール遊び目いっぱいできますよというような公園を全面で、全部の公園をそんなことする必要ないと思います。

だから、そういう公園を運用していくことによって、後、子どものちびっこたちのスポーツ振興に寄与するような、発展していく可能性があるようなこともあるかと思うので、今、一番最初にご答弁いただいた、すごく悩ましいということがもう全てだと思います。

ただ、そこは大きな判断の中で、よその団体ではもうやっておられるところもあるので、そういうところを参考にしつつ、積極的に進めていただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 そしたら、まちづくり推進部関係についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時からです。

午前11時54分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

教育委員会関係についての説明を求めます。

○池田教育次長 それでは、教育委員会の町立学校園、給食センターを含む教育総務課及び総合スポーツ公園、生涯学習センター、歴史資料館等の生涯学習施設を含んだ生涯学習課所管分の決算説明をさせていただきます。

それでは、歳出の説明からさせていただきます。

決算書の146、147頁をお願いいたします。

教育費の総額では、9款教育費、支出済額7億7千948万2千668円で、一般会計総額に占める割合としましては、12.2%となっております。なお、繰越明許費の3千4万円は、山田小学校トイレ改修事業の翌年度繰越額となっております。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、支出済額1億8千527万422円となっております。教育委員会運営事業2千724万9千909円は、教育委員4名の報酬や小中学校の介助員、学校巡回嘱託作業員の報酬など、教育委員会の運営や各学校園に共通する経費の支出を行っております。1節報酬の会計年度任用職員報酬は、小中学校の介助員9名、学校巡回嘱託作業員1名、小中学校の図書司書1名に係る人件費となっております。

148、149頁をお願いいたします。

学校保健事業679万126円は、児童生徒の各種健診に係る学校医の報償費や検査委託料、学校管理下における児童生徒の災害給付を行う日本スポーツ振興センターへの負担金など、学校保健に関する経費を支出しております。7節報償費の学校各種健診医

師等報償費413万1千900円は、幼稚園、小中学校の園児、児童生徒970人分の健診に伴う内科医等18人に対する報償費の支出を行ってございます。教育振興事業420万2千440円は、教育研修会講師謝礼や、中学校の英検受験に対する補助金などの支出を行ってございます。11節需用費の印刷製本費264万円は、4年に1回、改定を行ってございます、小学校社会科副読本『わたしたちの太子』の改訂版作成費用でございます。18節の負担金補助及び交付金の127万5千740円は、英語検定試験検定料補助金で、町立中学校を準会場として実施をしました町立中学生が328人分、令和4年度より補助対象を拡大しました個人への助成分として、町立小学5、6年生29人分、私立小学生1名、私立中学生1名、府立中学生3名の受験料の支出を行ってございます。

150、151頁をお願いいたします。ALT（外国語指導助手）配置事業873万8千324円は、ALT2名の賃金等、町立学校園に対するALTの配置に関する経費の支出を行ってございます。令和4年度はALT1名が契約終了により帰国したため、それに伴う帰国旅費等の支出を行っております。総合学校支援事業512万4千700円は、スクールソーシャルワーカーや学校支援チームの弁護士の謝礼等、学校の様々な教育課題等を専門的見地から解決を図るために要する経費の支出を行っております。本事業ではスクールソーシャルワーカーを各小中学校及び関係機関へ192回の派遣を行っております。更に、学校支援チームとしましては、スクールカウンセラー、スクールロイヤー、スーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー及び学校長OBの学校への派遣を行っております。適応指導教室運営事業290万9千139円は、指導員2名の賃金等、教室の運営に係る経費の支出を行っております。適応指導教室（通称和みルーム）は、心理的な側面により登校したくてもできない児童生徒に対して、きめ細やかな指導を行うことにより、集団生活への適応能力を養い、学校生活に復帰できることを目的に設置しているものでございます。14節工事請負費10万9千670円は、教室の電気給湯器設置工事費となっております。入学祝い品贈呈事業162万1千375円は、子どもの成長を切れ目なく支援するため、小中学校等に1年生として入学する児童生徒の保護者に対して、入学祝い品として図書カードネットギフトを贈呈をしております。令和4年度入学の対象者数は、新小学校1年生92人、新中学校1年生108人となっております。社会教育事務事業7万9千250円は、生涯学習課職員の旅費等を支出しております。

次頁、152、153頁をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業614万9千624円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策事業で、18節負担金補助及び交付金において、新型コロナの長期化による子育て家庭の支援のため、令和5年度に新小学1年生、新中学1年生となる子どもの世帯に対し、新入学応援緊急給付金、1人当たり3万円の支給を行ったもので、新小学校1年生が105名、新中学校1年生が99名、計204名に給付を行い、支出総額は612万円となっております。

2項磯長小学校費、支出済額7千801万3千190円。磯長小学校は児童数415名、通常学級が13学級、支援学級5学級となっております。

1目の学校管理費、支出済額6千152万4千573円。磯長小学校運営事業（教育総務課配当分）336万8千721円は、学校校務員1名に係る人件費、複写機賃借料、AED賃借料等の支出を行っております。磯長小学校運営事業（学校配当分）420万576円は、維持管理や学校運営に係る消耗品、備品購入費、教育研究会負担金等の支出を行っております。10節の需用費のうち、消耗品費では学習用消耗品やコピー紙等の購入を行っております。17節の備品購入費では、公用備品としまして、本棚、電動自転車等の購入を、また図書購入費としまして、児童図書309冊の図書を購入しております。

次頁、154、155頁をお願いいたします。

磯長小学校施設維持管理事業（教育総務課配当分）429万594円、10節需用費の修繕費57万4千299円は、消防設備、防火設備等の修繕を行っております。12節委託料のうち、磯長小学校設備保守委託料196万5千920円は、自家用電気工作物やプールろ過装置等の設備保守点検委託料となっております。14節の工事請負費53万6千525円は、東校舎階段室補強工事、東校舎渡り廊下雨水漏水対策工事、新館家庭科室給湯器取替え工事を行っております。磯長小学校施設維持管理事業（学校配当分）774万3千2円、10節の需用費の修繕費44万4千246円は、トイレ便座蓋、空調機の修繕、廊下スイッチ、LED照明器具の取替え等の支出を行っております。新型コロナウイルス感染症対策事業2万480円は、役務費の保険料としまして、修学旅行キャンセル費用に対応する保険料の支出をしてございます。磯長小学校新館トイレ改修事業（繰越明許費分）4千190万1千200円は、学校トイレ改修事業の3期目、磯長小学校としては最終のトイレ改修事業となっております。令和3年度中に学校施



設環境改善交付金の申請を行っておりますが、工期的に令和3年度中に実施が困難であるため、令和4年度への繰越し事業として実施をしたところとなっております。

2目教育振興費、支出済額1千648万8千617円。磯長小学校教育振興事業（教育総務課配当分）868万7千398円は、パソコン機器の賃借料及びソフトウェア使用料、特色ある学校づくり補助金等の支出を行っております。13節の使用料及び賃借料748万7千160円はパソコン機器の賃借料で、タブレット端末、児童用156台、教師用24台、校務用パソコン41台、また、ソフトウェア使用料は事業支援ソフト（ウィンバード）の使用料となっております。18節の負担金補助交付金46万9千838円は、校内研修講師謝礼や課外活動支援、芝生の維持費用等、特色ある学校づくり補助金の支出となっております。磯長小学校教育振興事業（学校配当分）69万2千357円は、教材用備品として、包丁、まな板保管庫、ランニングマット等の購入を行っております。

次頁、156、157頁をお願いいたします。

磯長小学校就学援助事業495万5千162円は、要保護5人、準要保護69人に対する就学援助に応じた経費となっております。内訳としましては、医療費扶助が0名、学校給食費扶助69名、校外活動費扶助61名、新入学用品費扶助11名、修学旅行費扶助11名、通学用品費扶助58名、学用品費扶助69名となっております。磯長小学校支援学級事業13万7千110円は、支援学級の運営に要する経費の支出を行っております。10節の需用費の消耗品費は、野菜や花の苗等の購入、17節の備品購入費は、教材用備品として計算タイルや発表ボードの購入を行っております。ICT教育振興事業58万9千10円は、学校におけるICT教育活動に要する経費の支出を行っております。10節需用費の消耗品費は、ICT教育に係るプリンタートナーなどの消耗品、17節の備品購入費では、プリンター、デジタルカメラの購入を行っております。ICT環境整備事業142万7千580円は、GIGAスクール構想に伴い、整備をいたしました学校ICT環境の充実強化に要する事業として、12節委託料で、ICT機器等を円滑に活用できるよう、ICT環境整備や活用支援を行うICT支援員の配置業務委託料を支出しております。

3項山田小学校費、支出済額2千713万4千810円。繰越し明許費3千4万円は、冒頭に申し上げましたとおり、トイレ改修工事に伴う翌年度繰越額となっております。山田小学校は児童数183名、通常学級が6学級、支援学級が3学級となっております。

山田小学校費につきましては、磯長小学校費と同内容となりますので、主立った事業を中心に説明をさせていただきます。

1目学校管理費、支出済額1千648万9千181円。山田小学校運営事業（教育総務課配当分）339万3千901円は、学校校務員1名に係る人件費、複写機賃借料、AED賃借料等の支出を行っております。山田小学校運営事業（学校配当分）306万4千104円。

次頁、159頁をお願いします。

17節の備品購入費65万3千437円は、公用備品としまして、充電式ブロワ、事務机等の購入を、また図書購入費としまして165冊の児童図書の購入をしてございます。山田小学校施設維持管理事業（教育総務課配当分）518万7千325円は、14節工事請負費におきまして、学校敷地東側ブロック塀の補強工事を行っております。山田小学校施設維持管理事業（学校配当分）484万3千851円は、10節の需用費の修繕費で、手洗い場水栓、家庭科室のミシン、職員用トイレ、トイレ小便器の修繕を行っております。

2目教育振興費、支出済額1千64万5千629円。山田小学校教育振興事業（教育総務課配当分）601万2千145円、13節使用料及び賃借料の501万2千856円は、パソコン機器の賃借料となっておりまして、タブレット端末が児童用で61台、教師用が16台、校務用パソコン12台分となっております。

次頁、160、161頁をお願いいたします。

山田小学校教育振興事業（学校配当分）は57万4千167円、次の山田小学校就学援助事業200万9千363円は、要保護8名、準要保護28名、計36名に対する就学援助を行っております。内訳としましては、医療費扶助4名、学校給食費扶助27名、校外学習費扶助26名、新入学用品費扶助3名、修学旅行費扶助8名、通学用品費扶助27名、学用品費扶助30名となっております。山田小学校支援学級事業は14万3千925円、次のICT教育振興事業47万8千449円、17節の備品購入費17万5千667円では、教材用備品としましてはワイヤレスアンプ、教職員用の椅子等の購入を行っております。ICT環境整備事業142万7千580円は、磯長小学校と同様、ICT機器等を円滑に活用できるよう、ICT環境整備や活用支援を行うICT支援員の配置業務委託となっております。

4項中学校費、支出済額4千455万321円。中学校は生徒数337名、通常学級

が11学級、支援学級が2学級となっております。中学校費についても、磯長小学校費及び山田小学校費と同内容となりますので、詳細については主立った事業を中心に説明をさせていただきます。

1目学校管理費、支出済額2千413万5千979円。中学校運営事業（教育総務課配当分）333万347円は、学校校務員1名に係る人件費、複写機賃借料、AED賃借料等の支出を行っております。

次頁、162、163頁をお願いいたします。

中学校運営事業（学校配当分）444万3千14円、17節の備品購入費62万1千184円は、校用備品としまして、グラウンドレーキ、充電式ブロア、シュレッダー等の購入を行っております。また、図書購入費では262冊の図書の購入を行っております。中学校施設維持管理事業（教育総務課配当分）519万9千920円、14節の工事請負費では、正面玄関ひさしの防水工事、生徒玄関のひさしの防水工事を行っております。中学校施設維持管理事業（学校配当分）1千22万7千738円。

次頁、165頁の10節需用費の修繕費152万5千191円は、輪転機や芝刈機、楽器等の修繕を行っております。新型コロナウイルス感染症対策事業93万4千960円の13節使用料及び賃借料は、淡路合宿及び修学旅行等における密対策のために、増台したバスの借上料となっております。

2目教育振興費、支出済額2千41万4千342円。中学校教育振興事業（教育総務課配当分）916万5千387円、13節の使用料及び賃借料644万640円は、パソコン機器の賃借料となっております。タブレット端末が生徒用126台、教師用28台、校務用パソコン24台となっております。中学校教育振興事業（学校配当分）134万5千484円では、教材用備品の購入を行っております。中学校就学援助事業772万859円は、要保護4名、準要保護63名、計67名に係る就学援助を行っております。内訳としましては、医療費扶助が1名、学校給食費扶助が63名、校外活動費扶助が42名、新入学用品費扶助が19名、修学旅行費扶助が21名、通学用品費扶助が48名、学用品費扶助が65名となっております。中学校支援学級事業13万8千580円、17節の備品購入費9万8千870円は、スクールタイマー、充電用クリーナー等の購入を行っております。ICT教育振興事業61万6千452円は、ICT教育関係の教材及び備品の購入を行っております。ICT環境整備事業142万7千580円は、12節委託料でICT機器を円滑に活用できるよう、ICT環境整備や活

用支援を行うICT支援員の配置業務委託となっております。

5項幼稚園費、1目幼稚園費、支出済額8千635万4千927円。町立幼稚園の園児数は、3歳児が8人、4歳児が12人、5歳児が15人で、全体で35人となっております。

次頁、166、167頁をお願いいたします。

幼稚園運営事業（教育総務課配当分）718万3千937円は、非常勤嘱託員2名に係る人件費、複写機賃借料、AED賃借料、特色ある学校づくり補助金等の支出を行っております。18節の負担金補助及び交付金の特色ある学校づくり補助金は、幼児の体力向上のための運動器具や遊具等の購入、及び質の高い幼児教育を目指す研修講師謝礼等の活用を行っております。幼稚園運営事業（幼稚園配当分）275万812円は、幼稚園運営のための需用費、役務費や備品購入費等の支出を行っております。

次頁、169頁の17節備品購入費では、芝刈り機を、また図書購入費では絵本30冊の購入を行っております。18節負担金補助及び交付金の副食費補助96万17円は、幼児教育無償化に関する施策として実施をしております町立幼稚園給食の副食費分の無償化に応じた経費で、給食実施日数141日、延べ4千922人分の助成を実施しております。幼稚園施設維持管理事業（教育総務課配当分）156万6千620円は、幼稚園施設の清掃、設備補修、機械警備の委託料の支出を行っております。幼稚園施設維持管理事業（園配当分）141万9千842円のうち、10節の需用費の修繕費5万8千784円は、トイレや敷地内側溝等の修理を行っております。預かり保育事業176万640円は、預かり保育の講師2名分の会計年度任用職員の報酬の支出を行っております。預かり保育は、月・火・木・金は午後2時から5時、水曜日は午前11時30分から午後5時、また長期休業期間中は午前8時30分から午後5時の実施としており、令和4年度利用園児数は延べ2千248名となっております。幼稚園ICT環境整備事業100万円は、令和4年度教育支援体制整備事業費交付金に係る幼児教育の質の向上のための緊急環境整備、及び園務改善のためのICT化支援による補助金を活用しまして、12節委託料で、園舎の通信ネットワーク環境の整備、17節備品購入費で、教員用タブレット端末2台等の購入を行っております。

6項の社会教育費、支出済額9千564万8千807円。

次頁、170、171頁をお願いいたします。

1目の社会教育総務費、支出済額346万544円。社会教育振興事業31万293

円は、社会教育委員6名の報酬や各種イベント開催に伴うチラシの広報紙折り込みにかかる業務委託料等となっております。社会教育団体育成事業121万2千415円は、PTA連絡協議会及び地域婦人会への活動補助金と、令和4年度より新設をしております文化スポーツ活動活性化補助金49団体分、91万5千800円となっております。青少年健全育成事業162万983円は、青少年指導員の報償費やふれあい太子実行委員会への補助金となっております。成人式事業25万6千877円は、20歳を祝う会の開催に係る経費となっております。なお、成人対象者は166名、男性が82名、女性が84名で、うち式典出席者は141名、参加率が75.3%となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業5万9千976円は、各種イベント用の手指消毒液の購入費となっております。

2目の生涯学習センター費、支出済額8千723万994円。生涯学習センター運営事業894万7千402円は、令和4年7月1日から開館をしております生涯学習センターの会計年度任用職員の報酬や手当。

次頁、173頁をお願いいたします。

また、需用費の印刷製本費で、生涯学習センターと図書館の利用案内の印刷、13節使用料及び賃借料で、AEDの賃借料など、生涯学習センターの運営に係る経費となっております。なお、令和4年度末の生涯学習センターに活動登録をいただいている団体数は67団体となっております。生涯学習センター維持管理事業5千605万9千228円は、光熱水費や設備保守委託料等、生涯学習センターの施設維持管理に要する経費などで、14節工事請負費は生涯学習センター開館に係る施設整備に伴うものとなっております。電話更新工事請負費98万1千200円は、電話機の移設工事、町内ネットワーク更新工事請負費47万3千円は、庁内LANの引込み工事、インターネット及びセキュリティ環境整備工事請負費1千543万4千100円は、アクセスポイント17台を設置する無線Wi-Fi環境の整備工事費が989万5千600円と、全方位カメラ5台とネットワークカメラ10台を設置する防犯カメラシステムの整備工事553万8千500円となっております。その他、施設案内板の設置工事や3階ベランダの雨よけパネルの設置工事などとなっております。17節備品購入費は、当該施設に配置をします机、椅子、移動式ミラー等の購入費が3千67万5千415円となっております。生涯学習センター活動事業61万5千976円は、後期の各種文化教室と夏休み子ども教室等の講師謝礼などでございます。

次頁、174、175頁をお願いいたします。

図書館運営事業1千248万1千29円は、司書3名と受付事務3名の会計年度任用職員の報酬及び手当など、図書館の運営に要する経費となっております。図書館維持管理事業838万4千639円は、図書館運営に必要な図書貸出システムの設定変更と設備保守の委託料など、図書館の施設維持管理に要する経費などで、図書購入は2千286冊、寄贈が715冊、破損や無料配布等による除斥497冊により、令和4年度末現在の蔵書数は5万293冊となっております。また、利用登録者としましては、4千284名、貸出し冊数の実績が3万5千489冊となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業74万2千720円は、図書館に設置をします空気清浄機4台などの購入費となっております。

3目公民館費、支出済額477万6千782円。公民館運営事業209万9千6円は、会計年度任用職員の報酬、手当、AEDの賃借料など、令和4年4月から6月の生涯学習センターが開館する以前の公民館の運営に係る経費となっております。

次頁、176、177頁をお願いいたします。

公民館維持管理事業220万8千716円は、公民館の光熱水費や設備保守委託料等、公民館の施設維持管理に要する経費となっております。公民館活動事業7万8千211円は、文化連盟への補助金などがございます。文化祭事業39万849円は、文化祭に使用いたしますパネル等の設営撤去、警備委託料などの経費となっております。

4目人権教育費18万487円、人権教育事業は解放新聞の購読料、また人権作品コンクールを主催する人権教育推進協議会の補助金等となっております。

7項保健体育費、支出済額2億919万6千114円。

1目の保健体育総務費、支出済額1千236万6千413円、総合スポーツ公園運営事業943万8千706円は、スポーツ公園の会計年度任用職員の報酬、手当等となっております。

178、179頁をお願いいたします。

スポーツ推進事業292万7千707円は、スポーツ推進委員8名の報酬やスポーツ教室の講師謝礼、学校プール開放事業委託料、体育連盟の補助金等に要する経費となっております。各種教室等につきましては、春季・秋季のスポーツ教室の6教室と子ども向けの夏休みサマーチャレンジを5教室開催してございます。12節の委託事業の参加者数でございますが、総合スポーツ大会で590人、トレーニング講習会で54人、

学校プール開放で782人、スポーツ講習会で14人となっております。

2目の体育施設費、支出済額5千269万8千4円。総合スポーツ公園維持管理事業5千269万8千4円は、スポーツ公園の警備、清掃作業員の報酬や電気代、修繕費、及び機械設備の保守委託料等、スポーツ公園の維持管理に要する経費となっております。

次頁、180、181頁をお願いいたします。

14節の工事請負費2千799万7千200円は、老朽化しました総合体育館の設備改修工事となっております。メインアリーナが36灯とサブアリーナが22灯の照明灯の改修、及び両アリーナの床面改修に係る工事費となっております。17節の備品購入費213万7千521円は、体育館の開館当初からトレーニング室に設置をしておりますトレーニングバイク4台の更新に係る購入費となっております。

3目の学校給食費、支出済額1億4千413万1千697円。学校給食運営事業7千197万7千261円は、学校給食運営委員会経費や給食調理配送業務委託料等、学校給食の実施に係る経費の支出を行っております。給食の実施回数としましては、小学校で186回、中学校は1年生が172回、2年生が173回、3年生が165回、幼稚園では142回の給食の提供をしております。

182、183頁をお願いいたします。

学校給食センター維持管理事業2千142万3千46円は、センター運営に係る光熱水費や設備保守委託料等の維持管理に要する経費の支出を行っております。17節の備品購入費45万3千420円は、缶切機、ほか調理用器具等の購入を行っております。新型コロナウイルス感染症対策事業3千297万3千200円は、新型コロナウイルス感染症の長期化で、経済的に疲弊する保護者の負担軽減のため、町立幼稚園及び小中学校の学校給食の無償化を実施したものとなっております。内訳としましては、1学期、2学期の全額無償化分が2千895万9千円、10月から3月分の物価高騰による給食費値上げ相当分補助が401万4千200円となっております。全額無償化の対象者数は、小学校で延べ4千52人、中学校で2千158人、幼稚園277人分、また給食費値上げ分補助の対象者は、小学校で延べ3千610人、中学校で1千971人、幼稚園が215人分の実績となっております。

8項の文化財保護費、支出済額5千331万4千77円。

1目の文化財保護費、支出済額4千116万3千888円。文化財保護維持管理事業

21万3千447円は、文化財保護事務に要する経費となっております。12節の委託料は、国史跡鹿谷寺跡の草刈り業務等を実施してございます。

次頁、184、185頁をお願いいたします。

伝統的建造物維持管理事業157万9千359円は、国の登録文化財となっております大道旧山本家住宅の維持管理に要する経費でございます。国指定史跡二子塚古墳保存整備事業3千937万1千82円は、国指定史跡二子塚古墳の適切な保存管理と住民の歴史学習や観光資源として活用を目指した整備に要する経費でございます。内容は、整備に伴う検討委員会の委員報償費及び消耗費などのほかに、10節需用費の印刷製本費は、平成31年度から令和3年度に国指定史跡二子塚古墳で実施をしました発掘調査の報告書の印刷に要した経費、12節の委託料は、出土遺物整理業務、史跡等除草業務、発掘調査補助業務、及び史跡整備工事監督業務を実施してございます。14節の工事請負費の史跡整備工事請負費2千745万1千600円は、平成28年度より取組を進めております本事業における整備工事の初年度に係る経費で、主な工事内容としましては、墳丘南側の樹脂性立体ハニカム擁壁設置、墳丘表土剥ぎ取り及び現構造物の撤去などとなっております。なお、本整備事業は国庫補助を活用したものであり、整備工事についても、国からの補助金を見極めながら計画的に進めることとしており、令和8年度を完成予定としてございます。

2目歴史資料館費、支出済額1千215万189円。歴史資料館運営事業66万8千689円は、資料館の運営に要する経費となっており、10節需用費の印刷製本費は、官報24号、300部の印刷などに要した経費、17節備品購入費は、指導用図書の購入費などとなっております。歴史資料館維持管理事業1千16万271円は、会計年度任用職員5人の報酬、手当、及び資料館の光熱水費や設備の保守委託料等、施設の維持管理に要する経費となっております。

186、187頁をお願いいたします。

企画展事業43万8千66円は、昨年の10月から12月に開催をしました企画展「近世山田村の暮らし」の開催に要した経費となっております。企画展図録の印刷費29万3千700円が主たる支出となっております。なお、期間中の来館者数は868人となっております。郷土の偉人中山久蔵顕彰事業17万9千163円は、今年度中に実施をしております「中山久蔵寒地稲作成功150周年記念事業」の事前準備に伴うものとなっております。今年度開催予定をしております資料館企画展の事前



調査に係る職員旅費や資料図書購入費等となっております。新型コロナウイルス感染症対策事業70万4千円は、歴史資料館に設置する空気清浄機8台の購入費でございます。

以上教育委員会所管に係る歳出でございます。

引き続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。

決算書、24、25頁をお願いいたします。

13款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金、1節の教育総務課負担金、収入済額38万7千600円は、日本スポーツ振興センター掛金の保護者負担金で、幼稚園児が35名、小中学生分が935名分となっております。

次頁、26、27頁でございます。

14款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料、1節の教育財産使用料、収入済額3万1千680円は、学校総合スポーツ公園、資料館、山本家住宅、二子塚古墳敷地内の電柱17本分の占用料となっております。2節の保育料収入済額56万9千600円は、町立幼稚園で実施をする預かり保育の利用料で、延べ2千248名の利用がございました。3節の生涯学習センター使用料、収入済額40万1千152円は、センターの貸室、貸棚、陶芸窯の使用料で、令和4年7月からの利用者は総数2万5千230人となっております。行政財産目的外使用料1万2千652円は、生涯学習センターの自動販売機設置に伴うものとなっております。4節の総合スポーツ公園使用料、収入済額737万5千200円は、総合体育館、テニスコート、総合グラウンドの使用料で、利用者は総数9万768人となっております。5節の文化財使用料、収入済額8万5千871円は、大道旧山本家住宅の入館料及び使用料で、入館者総数は1千2人、そのうち有料入館者数は649人となっております。行政財産目的外使用料は、大道旧山本家住宅の駐車場の自動販売機設置に伴うものとなっております。6節の歴史資料館使用料、収入済額37万8千950円は、竹内街道歴史資料館の入館料で、入場者数が3千139人となっております。

28、29頁をお願いいたします。

2項手数料、5目教育手数料、1節の教育管理手数料、収入済額300円は、総合スポーツ公園使用料、テニスコート分の3件に対する督促手数料となっております。

32、33頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節の学校費補助金、

収入済額 1 千 4 1 4 万 5 千円。就学援助補助金 3 万 9 千円は、小中学校の要保護及び準要保護児童生徒に係る就学援助補助金、学校施設環境改善交付金、繰越明許費分 1 千 4 1 0 万 6 千円は、明許繰越を行いました磯長小学校トイレ改修事業に対する補助金となっております。2 節の文化財保護費補助金、収入済額 1 千 8 4 7 万 7 千円は、国指定史跡二子塚古墳整備事業に対する補助金で、埋蔵文化財緊急調査費国庫補助金として 5 3 万 3 千円、内容は印刷製本費など 1 0 6 万 7 千 2 3 0 円に対する 5 0 %、及び史跡等総合活用整備事業費補助金 1 千 7 9 4 万 4 千円。内容としましては、発掘調査補助業務委託料及び史跡整備工事請負費など 3 千 5 8 8 万 9 千 1 0 8 円に対する 5 0 % となっております。

3 6、3 7 頁をお願いいたします。

1 6 款府支出金、2 項府補助金、8 目教育費府補助金。

1 節の教育総務費補助金、収入済額 4 万 4 千円は、文化財保護事務の移譲事務に係る交付金となっております。2 節の社会教育費補助金、収入済額 5 万円は、おおさか元気広場推進事業費補助金となっております。3 節の幼稚園費補助金、収入済額 1 0 0 万円は、幼児教育の質の向上のための緊急整備事業としまして、新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる衛生用品の購入、及び園務改善のための I C T 化支援に係る通信ネットワーク環境の整備と備品購入に係る補助金となっております。

3 8、3 9 頁をお願いします。

1 6 款府支出金、3 項府委託金、6 目教育費府委託金、1 節の教育総務費委託金、収入済額 1 万 2 千円は、学校基本統計調査事務委託金となっております。

次頁、4 0、4 1 頁の 1 9 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目太子まちづくり夢基金繰入金、及び 3 目ふるさと太子応援基金繰入金、4 目の森林環境譲与税基金につきましては、政策総務部長の説明にございましたので、詳細は省略をさせていただきます。

4 2、4 3 頁をお願いいたします。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、2 節の雑入のうち、教育委員会所管の主なものについてご説明を申し上げます。下から 1 4 行目でございます「緑の募金」運動連絡調整事務費 1 千 2 0 0 円は、募金運動に係る各学校に対する事務連絡経費となっております。その下のオーパス登録料・更新料 2 万 1 千 5 0 0 円は、新規登録 1 9 名分と更新者 4 0 名分の更新料となっております。その下の資料館刊行物売却代 2 2 万 7 千 5 5 5 円は、歴史資料館等で販売をしました冊子等の売上げ収入でございます。その下のイベ

ント参加料4万2千900円は、歴史資料館で開催をしました「まが玉づくり体験」や「歴史講座」などの参加費収入でございます。2行飛ばしまして、山田小学校太陽光発電売電料8万1千254円は、山田小学校体育館の屋上屋根部分に設置をしております太陽光発電の関西電力からの買取り収入となっております。その下の電気料、山田小学校登下校システム28円は、山田小学校に設置をされておりますICタグ登下校管理システムの電気使用料収入でございます。その下の電気代、総合体育館5万4千円、歴史資料館1万8千655円、1行空けまして、生涯学習センターの1万5千207円は、それぞれの施設に設置をしております自動販売機の電気使用料収入となっております。

次頁の44、45頁の22款町債、1項町債、4目教育債につきましても、政策総務部長のほうから説明をさせていただきましたので、詳細は省略をさせていただきます。

以上、教育委員会所管に係る歳出歳入決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○中村委員長 ただいま、教育委員会関係の歳入・歳出について説明がありました。

ここで暫時休憩いたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午後 1時58分 休 憩

---

午後 2時15分 再 開

○中村委員長 それでは、再開いたします。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○村井委員 187のこれ、私もすごく興味を持っています郷土の偉人中山久蔵顕彰事業のところなんですけど、これ、令和5年の予算でも議員からいろいろ話があって、これからどう進めていくねんというところの話もあったかと思うんです。今回の宝くじのうちわの裏側、表側と言ったらいいのか、あれも統一して、北広島、中山久蔵ということでPRされているというところで、この事業について、これからどういう展開させていこう、もしくはそういうふうなことが決まっているとかいろいろそういう構想プロジェクトなりあるのであったら教えていただけませんか。

○東條生涯学習課長 中山久蔵顕彰事業についてでございます。決算としましては、4年度、当然、委員会の中でコロナ禍の中、北海道に行くのはというような議論もございましたが、必要最小限、コロナの状況を見ながら職員2名が今年度の事業に向けての現場

へということで調査に行かせていただきました。

今年度につきましては、一定事業が進んでおりますので、若干報告といたしますか、説明のほうをさせていただきたいと思います。

今年度の取組状況なんですけれども、まず、役場1階の緑の回廊、展示スペースを活用しまして、パネル展示をさせていただいてございます。あとまた、広報事業としましては、広報紙の6月号から10月号に150周年記念連載としまして、10月まで掲載させていただいてございます。

今後におきましても、公共施設に設置してございますサイネージを活用しまして、北広島市が製作しました動画「北海道米と中山久蔵」、7分程度の動画でございますが、これも流せたらというふうに考えてございます。

次に、7月28から30日に、北広島市の小学生が本町に訪問した際には、叡福寺等で太子町立中学校社会科学部と生徒たちがクイズを交えながら案内を行いまして、北広島市と子どもたちと交流した事業もございました。

続きまして、8月の27日、この間ですけれども、日曜日、北広島市より講師を迎え入れまして、講演会中山久蔵北海道での実績、これでは多くの方に参加していただきまして、中山久蔵の生涯と功績について理解をいただいたところでございます。

更に、今月23日の土曜日には、150周年記念フォーラムといたしまして、北広島市で開催されるフォーラムを太子町の万葉ホールで映像配信いたしまして、その際、北広島市のフォーラムの会場に本町の中山久蔵顕彰会の発起人のメンバー5名の方が現地に出向きまして、春日の光福寺の久蔵が寄進した石段の拓本を寄贈するという催しも実施されるということでございます。

更に、歴史資料館の企画展におきましても、10月7日から12月3日、この間におきまして展示を開催しまして、多くの住民さん、また職員さんにも見ていただきたいということで考えてございます。

そのほかにも、町立図書館でテーマ展示を行いましたり、小中学校を対象としました出前授業というの今のところ考えているところでございます。

以上です。

○村井委員 来月ですか、先ほど、ご答弁いただいた中山久蔵の企画展というのが開かれると。その中にちょっと私、ポスターでちらっと見させてもらったんですけど、共催が大阪府町村長会ということの表記があったんですけど、何らかの補助なり、財源的など

かそういうのがあるのかないのか教えていただけませんか。

○東條生涯学習課長 今、委員、ご質問のありましたように、大阪府町村長会のほうからイベントの事業費といたしまして、令和5年度の事業費はほぼほぼ全額、その補助金で賄うことと考えてございます。

以上です。

○斧田委員 この本定例会の冒頭というんですか、町長のほうのご挨拶の中にも入っていた部分について今から質問させてもらおうかなと思うんですけれども、町が1つの中学校区という地域性を生かし、幼稚園から中学校までの義務教育を含めた12年間の系統性と連続性に配慮した教育活動の展開と指導体制や学習指導方法などの充実に向け、非認知能力の伸長を柱とし、めざす子ども像を明確にした幼小中一貫教育に引き続き取り組みましたというふうな形で、町長のほうからあったんですけれども、具体的に各現場である学校であったりとか、教育委員会とどういうふうな形でこれを進められたかというのを教えていただけたらと思います。

○矢野学務指導担当課長 小中一貫教育の進捗状況ということでご質問の件でございます。

まず、前年度令和4年度より小中一貫教育を進めまして、先ほどありました非認知能力の伸長ということで、いわゆる非認知能力といいますのは、テストの点数では中々測れない力、例えば、人とつながる力であったり、自分と向き合う力、こういったところをしっかりと伸ばすことによって、既存の学力であるとかいったことの定着を図っていくという方針のもと、令和4年度につきましては、まず教職員の交流ということを重点取組といたしました。

というのは、やはり子どもたちをしっかりと見据えていく中で、全教職員がどんな子どもを育てたいのかということと共有することは非常に重要なことだというふうに考えました。

その中で、前年度、夏季には全教職員、これは幼稚園も含めましてですけれども、全教職員が一堂に集まる研修を持ちまして、それぞれの先生方が一体どんな子どもを育てたいのか、中学校を卒業したときにどのような力がついてほしいのかというようなことをしっかりと話し合いました。そちらをAI等で先生方の意見を分析しながら、先生方が今一番育てたい子どもの姿をしっかりと全員で共有するという形に現在なっております。

その後、今年度は子どもたちの交流ということを中心に次の重点取組というふうにしており

ます。この間、コロナが収束を迎えた中で、どんどん学校間、それは幼稚園小学校、小学校中学校、それから小学校間の交流も大事かなということで、今現在、こういった取組ができるのかといったところを教職員で話し合いながら取り組んでおるところでございます。

○**斧田委員** ありがとうございます。

今、説明していただいた中でも、学力というふうな範囲だけじゃなくて、本当にその子の特性というんですか、それを生かしていくというふうな形で、学校の先生方を中心に取り組んでいかれるというふうな説明だったんじゃないかなと思います。

それと、これから取り組まれる内容について、最近でしたら、少子化があるので、兄弟関係がない中で異年齢の子どもたちとの触れ合いというんですかね、接しられる、そういうふうな環境についても取り組まれるということですので、ぜひ、こういうふうなものについて、これから検証もしながら取り組んでいただけたらなと思いました。ありがとうございます。

続きまして、G I G Aスクール構想なんですけれども、先ほど、次長のほうの説明にもあったんですけれども、この事業自身がもう多分3年ぐらいは経過しているんじゃないかと思うんですけど、今まで取り組んできた内容と、それと、今回の、先ほども言いましたけれども、町長の報告というんですか、のところにもありますA Iドリルの導入というふうなものについて、具体的に説明のほうをお願いできればと思います。

○**武部教育総務課長兼学校給食C所長** G I G Aスクールの事業概要のご説明をさせていただきます。

まず、文部科学省が全国で推進しておりますG I G Aスクール構想の実現のために、町立小中学校の児童生徒に1人1台の学習端末の貸与を行い、端末を持ち帰ることも、令和4年2学期から実施してございます。

G I G Aスクール構想実現に向けた様々な取組の中、各端末からインターネット経由でアクセスして利用するA Iドリルを順次導入し、活用している市町村が現在ほとんどでございます。

本町におきましても、学習端末を有効活用する取組の1つとしてこれを導入しまして、一人ひとりの理解度、それと、習熟度に応じた教材を提供することで個別最適化した学習が可能となり、全ての児童生徒に最適で多様な学びの保障を図るため、A Iドリルも導入してございます。

A Iドリルでございますが、A Iドリルにつきましては、本町の教育に関する基本理念でございます、豊かな自然と歴史に生まれ、一人ひとりの個性が輝く和の人づくりを基に、21世紀を生き抜くために必要な学力を全ての児童生徒に身につけてほしいという願いを込めまして、教育活動を推進してまいりました。

また、国のGIGAスクール構想、これは小中学生1人1台タブレットを、端末環境でございますが、これによって多様な子どもたちを誰ひとり取り残さないという個別最適化させた学びの実現のため、本町では令和4年度から小中学校でA Iドリルの導入を実施してございます。

導入しておりますA Iドリルにつきましては、一人ひとりの学力に応じた演習問題に取り組める特徴がございます。具体的に言いますと、A Iが生徒の理解度、それと進捗度に応じまして、適切な問題を出し、問題が解けなかった場合、どこでつまづいたのかと。そのつまづきの原因をA Iが分析して、つまづきの元となった単元まで戻って、何度も学習することができるようになってございます。

また、学年に関係なく、生徒の学力に応じた学習をすることができるなど、児童生徒、それぞれの学習進度に応じた理解、定着につながる基礎学力の向上を図ることができる学習教材となっております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。

どうしても古い頭ですので、学校で行う、こういうパソコンを使った授業という、でっかい画面が教室の前に置いてあって、先生が言うのも黒板代わりみたいなイメージが強かったんですけど、今の説明を聞かせてもらると、一人ひとり個別の機械をどういうふうにするか、私たちも、今、こういうノートをもってやっているんですけども、その中で子どもたちの能力に合わせた形で、こういうドリルというんですか、その進捗状況等もできるということですので、やはり、すごくいいなと思う反面、人間の血の通っているような教育というふうなものに、こういう部分でもうまくこれからつなげながら取り組んでいただければなというふうなことを思っているんですけども、コロナが始まってすぐこういう機会をそれぞれの家庭に配ると本当はいいんだろうけれども、そういう環境というんですか、電波が行ってないというんですか、Wi-Fi機能がなくなるとか、いろんな課題があったかと思うんですけども、今後、何か心配されるというんですか、気をつけなければいけないことというのは何か分かれば教えていただければ

ばと思います。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 先ほど、委員のほうから家庭環境で、例えば、モバイル環境が整っていないといったところがございます。実は、本町につきましては、先ほど言いましたように、1人1台学習用タブレットの端末を貸与してございます。持ち帰って、学習用としてそのタブレットを使用するといった形を取っておりますが、そうしたWi-Fi環境の整備が難しいご家庭に対しまして、学習用タブレット、端末ですね、インターネットと接続するためのモバイルWi-Fiルーターの貸出しも行ってございます。

この貸出しにつきましては、年度内1年間というふうな形で、環境が整えば返却していただくといったこともさせていただいておりますので、やはり、まだちょっと環境が整っていないというご家庭もありますので、実際に5台程度ですか、貸出しはしているというふうになってございます。

以上です。

○斧田委員 GIGA構想のほうについては、大体、そういう形で分らせていただきまして、ありがとうございます。

続きまして、先ほどの説明の中に専門職の名前というんですか、スクールカウンセラーであったりとか、ソーシャルワーカーであったりとか、スクールソーシャルワーカーであったりとか、学校総合支援チームでしたっけ、そういうふうな形で取り組んでおられる実際の事例的なものというんですか、中々、元々は福祉しかこういうふうな職員というのは配置しないかと思っていたんですけれども、教育委員会のほうでやられているというふうなことで教えていただけたらと思います。

○矢野学務指導担当課長 学校現場が直面している教育課題というのは様々ではございます。そういった中で、いわゆる学校の中だけでは解決が難しいであろうと考えられる部分につきまして、こういった専門家を活用するというところでございます。

例えば、ほんの一例ではございますけれども、今現在も大阪府内でも課題になっております、例えば不登校の子どもがいてる状況の中で、不登校、なぜ子どもが学校に来られないのか、それが来たくないのか来られないのか、そういった部分、様々なところに理由があると思います。

どういったところに理由があるのかといったところ、本来、学校の中でしっかりと考えていくんですけれども、例えば、ヤングケアラーの問題等もありますけれども、おう



ちのお手伝いをしているのです、もうそれだけで疲れてしまって学校に中々来にくかったりという子どもがいたり、そういった形で学校から働きかけ自体はできますけれども、そこから福祉の手をどのように差し伸べていくか等の部分につきましては、学校としては専門的な知識がない状況の中で、中々、その発想に至らない。そういったときにスクールソーシャルワーカーがそういった課題にどういった手段を用いて、子どもたち、またはその保護者、家庭にアプローチしていくのかということをお学校にアドバイスをいただき、また学校がそれに沿って取り組んでいくというようなことでございます。

また、相談しながら進めていくときに、法的な判断が必要になってくる場合も出てきます。そういった場面ではスクールロイヤー、弁護士でございますが、のご意見をいただきながら、そのときにはどういった形で保護者にアプローチしていくことが一番最適なのかということをおアドバイスいただいて、また学校として判断していくというような事例を紹介させていただきます。

○**斧田委員** ありがとうございます。

どうしても学校の先生だけでそういうふうな対応をしないといけないであったりとか、また家庭環境の問題だけと違って、モンスターペアレンツというんですか、最近はあるのかどうかちょっと分からないんですけれども、中々、保護者対応というんですか、大変な事例も多いかと思いますが、そういう専門職が入ることで、学校の先生方が子どもたちの授業に専念できるような環境もつくって頑張っていたらと思います。

それと、先ほどの説明の中でもあったんですけれども、中々、不登校の子どもさんが学校には戻れないというんですか、行けない状況になってきたときに、和みルームというのがあるというふうには聞いているんですけれども、そこら辺の実際の実績というんですか、どういうふうな形で子どもたちが学校に帰れたりしているのかどうか教えていただけたらと思います。

○**矢野学務指導担当課長** 前年度につきましても、複数名の児童生徒が和みルーム、いわゆる適応指導教室でございます、を利用しているといったところでございます。

具体的には、やはり少し学校に来にくくなる、遅刻が目立ってくるといった子どもたちに、いち早く声をかけさせていただいて、今、個別最適な学びという言葉もありましたけれども、やはり子どもたちの居場所になる場所をしっかりと見極めていかなければならないというふうに考えております。

その居場所の1つとして和みルームという、学校の設備、施設とは離れた部分ではあ

るんですけども、指導員の方がいらっしゃる中でよりきめ細やかに子どもの対応を見ていただける場所、中々、学校に行きにくくなる理由も様々ですけども、例えば、ちょっと集団に入るのが苦手であったりというような特性をお持ちの子どもたちにとっては、和みルームを活用することによって、友達とどのように関わっていったらいいのか、勉強が苦手だからというときには勉強を少し、勉強の仕方をそこで学んでから徐々に学校へ復帰を目指していくというような活用事例がございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

中々、個別の事例としては難しいのも多いだろうとは思いますが、これからも頑張ってお手伝いしていただけたらと思います。

続きまして、決算的な部分ではあまり出てこないんですけども、全国の学力学習状況調査の関係なんですけれども、太子町の状況というんですか、全国と比較した上で、どういうふうな状況になっているか教えていただけたらと思います。

○矢野学務指導担当課長 太子町の全国学力・学習状況調査の状況でございます。前年度につきましては、小学校におきまして、ほぼ全国平均並みの結果が出ていると。中学校につきましても、全国平均並みではあるんですけども、数学科において全国平均を下回るといった結果が見られました。

本年度につきましては、前年度の課題をしっかりと見極めながら、どういったところに課題があるのか、それから、子どもたちの学びを進めるためにどのように授業を工夫したらいいのかという事業改善にも町を挙げて取り組みました。

その結果、今年度につきましては、小学校は全国平均を大きく上回る、小学校の国語ですね、大きく上回る結果、それから、中学校でも全国平均をやや上回るような結果ということになってございます。

ただ、中学校の英語につきましては、今回少し下がったという状況でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。

中々、そういう調査結果というんですか、テストの結果だけであまり一喜一憂するんじゃないくて、それに対する取組方というんですか、先生方の、そういうふうな、先を見たような形での取組のほうでまた頑張っていたらなと思います。

以上で終わります。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○藤井委員 先、村井議員が、187頁の中山久蔵顕彰事業についてお話しされましたの

で、ダブる部分はあるとは思いますが、お尋ねします。質問させていただきます。

当初の予算では44万6千円で、旅費が3人分37万4千円でした。決算では17万9千163円で、旅費が12万3千360円です。予算と決算とで随分開きがあって、倍ほど違うのですが、当初と何か変わった点があるのでしょうか。お答えをお願いします。

○東條生涯学習課長 先ほど、村井委員のご説明の中でもございましたように、当然、当初予算でセットさせていただいた際、予算常任委員会でもございましたように、コロナ禍を見極めながらということで、その際にも恐らく途中の委員会で、できるだけ最小限の人数で行かせていただくということでお答えさせていただいたかと思えます。

ですので、コロナ禍を見据えて最小の人数で今年度の事業への調整なり、打合せというのに行かせていただいた調査ということでございます。

以上です。

○藤井委員 旅費との関わりなのですが、金曜日、帰宅の出張に私用を足して帰宅することについて明確なルールはありますか。なければつくる予定はありますか。お願いします。

○中村委員長 もう一回ちょっとお願いいたします。

○藤井委員 旅費の関わりなのですが、金曜日、帰宅の出張に私用を足して帰宅をすることについて明確なルールがありますかということなんですけれども。

○西本秘書政策課長 質問は、金曜日、週末に出張に行かれて家に帰るときの明確なルールということかと思えます。週末にかかわらず、出張に行きまして、基本は役場に戻ってきます。ただ、役場、17時半までの勤務になりますので、戻りが17時半以降になるようであれば、事前に届出、上司へ報告をする中で、いわゆる我々直帰という言葉を使っているんですけれども、直接、出張先から自宅へ帰ると、そういうことはございません。

○藤井委員 ありがとうございます。

3月議会の答弁書を読み返したのですが、西田議員が3人も行く必要はないと言った上で、44万6千円は適切な金額だと考えて予算上計算されているのかと尋ねたら、教育次長は課長トップに向こうの実務者としてしっかり事業実施に向けた協議を整えるという意味では、この人数については、むしろ日数について調査を含めるのに短いぐらいではないかというぐらいの日数の中でやらせていただくというお答えでした。

そして、2人になって、3泊4日になったんですけれども、修正動議も提出されましたし、そんなこともあって、考えて2人で2泊3日、足りない分は自費という扱いをしたのかと思っております。

これも3月議会の答弁書です。次長は、例えば中山久蔵の旧宅の裏にある墓石も、こちらから行った人物の名前が出てくるような形が、半ば倒壊したような状態で保存されている場所もあると。それらについても確認をし、当該調査しながらと答弁は続くのですが、どうでしたでしょうか。見つかりましたでしょうか。改めてこの日数で得たことを教えていただきませんか。

○池田教育次長 いろいろ議論がある中で、必要最小限で最少人数で行けというお話で、ずっとこの間、昨年度についてはやってまいりました。2回行く、あるいは3名行くというのは、極力減らした結果が2名で、2泊3日という形にしてございます。いろいろ調査をしたいところはたくさんありますが、当然、短縮した分で調査の内容が制限されたところもございます。

特に、今おっしゃられてました、こちらから向こう行った人間の把握であるとか、その辺は今回の展示なり講演会なりの事業には直接反映できないということで、調査割愛した部分の1つになってございます。

したがって、昨年度に行かせてもらった調査は、今年、資料館のほうで実施します企画展に出す資料の最小限の調査というところになってございますので、枝葉の部分といえますか、それに付随したような調査の部分までは今回行われてないというのが実態でございます。

○藤井委員 ありがとうございます。

太子町の住民の方に太子町の偉人のことを知ってもらうことはすごく大切だと思っております。ただ、中山久蔵氏を知るだけで太子町への郷土愛を育むことができるのか、簡単ではないと思います。歴史遺産を大切にすることや観光などと共に結びつけるようにすれば、太子町のまちづくりに一役買うことも考えられるのではないのでしょうか。中山久蔵の記念講演に、西田議員と私参加しました。中山久蔵さんが篤志家だということは分かりましたが、あまり人となりについては講演で触れていなくて、北広島市での偉業、お米に関する話が主だったように感じました。中山久蔵さんが米づくりで頑張った人だと紹介するなら、太子町の農業、米づくりとも結びついて考えることはできないのでしょうか。他部署との連携を考えているのか教えてください。

○東條生涯学習課長 引き続き、中山久蔵展の質問でございます。一定、協定を向こうのエコミュージアムセンターと結んでおりまして、その中で本事業を進めておるわけなんですけれども、兄弟のことも含めまして、本町の豊かな歴史、また文化資源につきましては地域の誇りということで、太子町の皆さんが思っただいていただいていると思っただいてまして、今回の事業展開しております中山久蔵の顕彰事業につきましても、和の町太子で生まれ育った久蔵が自分が幸せになると同時に他人に幸せを与えるという、自利利他の精神で北海道の人たちにお米を通じて、ほかもあるんですけれども、貢献されたということは、太子町の子どもたちの郷土愛、郷土教育やキャリア教育にもつながるということで、生涯学習課としましては人づくりの1つだというふうに考えてございます。ということで、これにつきましては、効果的な事業であると思っただいてございます。

また、文化財を活用しました観光振興につきましても、昨年度末の阪南大学との包括連携協定に基づきます取組も順次進めておりまして、歴史と観光の連携につきましては、今後も更に進化させていきたいということで、観光部局とも企画担当とも話をしてるところでございます。

なお、本町の農業への結びつけなどございますけれども、これにつきましては、現時点では生涯学習課では農業との関連というのをまだ検討しておりませんが、職員全員が中山久蔵を知り、更に様々な場面で活かしていけたらというふうに考えてございます。

以上です。

○藤井委員 どうもありがとうございます。

次、よろしいでしょうか。

給食についてお尋ねします。学校給食運営委員会、この前、私参加させていただいたんですけれども、すごく前向きな答えをいただき、参加できてすごくよかったです。ありがとうございました。

改めて、幼稚園、小学校、中学校でアレルギー対応をしている子どもは何人いるのでしょうか。よろしくお願ひします。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 現在、アレルギー対応を行っておる児童生徒の人数でございます。直近で、磯長小学校で4名、山田小学校で3名、中学校で1名、合計8名となっております。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。

太子町では、特別にアレルギー食というのは作ってないと聞いているんですけども、確かに最近はアレルギーの子どもが複雑化してきて、子どももすごく増えてきていると思うんです。それで、アレルギーのある児童や生徒が集団でみんなと一緒に楽しく食事ができる工夫を今していることがあれば教えてください。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 本庁給食センターの施設規模、それと、調理ライン上、アレルギー対応食を作ることにしましては、現在のところ困難であるというふうに考えてございます。

本町の学校給食アレルギー対応の基本方針といたしましては、児童生徒の安全確保のため、原因食物を提供するかしないかの二者択一の対応を原則として行っております。その中で、小麦を使用しない米粉パンや、あと、ドレッシングのほとんどは卵を使用してございません。また、デザートとしまして、卵不使用のプリン、それとアレルギーを持っている児童生徒でも食べられるゼリー、あと、クリスマスの時期には大豆不使用のケーキなどを提供してございます。このような取組によりまして、アレルギーを持っていない児童生徒とできるだけ変わりなく給食を食べてもらいたいという思いから実施してございます。

今後、更なる対応が可能となるよう、安心安全を第一に置きながら、各学校園と協議、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○藤井委員 ありがとうございます。

この前の話合いの中でも、更に、炒り卵とサラダと分けて、食べるときに混ぜて食べる子、卵が初めから入ってないからって、すごく細やかな配慮工夫というのをされているので、そう聞いててよかったなと思っています。

それと、またすごくお金もかかるし、今は無償化になっているんですけども、すごく値上がりしていっている中でも頑張ってやってくれているという、いろんな前向きな答えをいただいたんでありがとうございます。

それと、食料自給率の話をまちづくり推進部の質疑のときに言いましたが、自給率を上げるために、地元で作られたものを地元で消費する地産地消の実践も推薦されています。アレルギー対策も引き続き、子どもたちが楽しい給食時間が持てるようによろしくお願い申し上げます。

次、よろしいでしょうか。

コロナ禍で学校の行事、子どもたちの様子など随分変わってしまったことはありませんか。令和4年はまだまだ大変だったと思います。コロナ前に戻ってきているのでしょうか。よろしくをお願いします。

○矢野学務指導担当課長 新型コロナウイルス感染症が今年の5月に感染症法上5類に分類されたということで、そのことを受けまして、学校行事自体も徐々に感染症の流行前の状況に戻すようにということで、今現在取り組んでおるところです。

中学校におきましては、特になんですけれども、この感染症流行前に取り組んでいた行事を中学校の生徒が全員卒業してしまっていますので、前にどんな行事を行っていたのかということが分からない子どもたちばかりになってきたりしております。その中で、やはり今まで取り組んできた学校行事につきまして、一体何のためにその行事をしていたのか、それから、今後どのような子どもを育てていきたいのかといった視点で、同じ名前の行事であっても、再度、しっかり目的を見直しながら、更に磨き上げていくといった取組を進めておるところです。

○藤井委員 ありがとうございます。

子どもたちが伸び伸びと学校生活を送れるようになればと思っております。

次に、トイレ改修が順次進んでいます。トイレに生理用品は置いているのでしょうか。お答えをお願いします。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 学校のトイレということでよろしいでしょうか。

○藤井委員 はい。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 現在の状況でございます。まず、山田小学校でございますが、南館の校舎、これは職員室が入っている校舎ですが、その南館の校舎2階に高学年、4年生、5年、6年生が入っている棟がございます。その2階の女子トイレの各個室内に生理用品を設置済みでございます。

今回、トイレ改修を実施しております東館につきましては、低学年のみトイレを使用するため、生理用品は今のところ設置しない方向で考えておる状況でございます。

また、磯長小学校、それと中学校につきましては、現在のところ、トイレには設置はしてございません。

以上です。

○藤井委員 教育施設ばかりに仕事を頼んで申し訳ないのですけれども、エアコンについて聞きます。気象庁は9月1日、今年の夏が1898年の統計開始以来、史上最も暑か

ったと発表しました。太子町は特別教室、普通教室にはエアコンが設置されています。大阪狭山市が設置しています。羽曳野市も順次設置の方向です。太子町でも体育館にエアコン設置は考えていないのでしょうか。よろしくをお願いします。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 体育館の空調設備の必要性につきましては認識してございます。しかしながら、他の改修工事や大がかりな修繕につきましては、学校活動との兼ね合いもあるため、基本的には夏休み中など限られた期間に集中的に実施する必要がございます。また、計画的にこれらを取り組んでいるところではございます。

まずは、過去から実施しておりますコロナ対策と安全で快適な環境整備が必要なトイレの改修事業に取り組む考えでございます。各学校園の教室等につきまして、約10年ほど前に空調設備を導入し、今後、更新費用が発生するほか、学校給食の無償化など、多額の財源が今後必要になってくると考えてございます。

また、現在、教育委員会内の建築技師が1名となっている中、設計や事業者との打合せ、あと、現場確認などかなりの時間を費やすことなどから、先ほど申しました、費用面や、あと、人的な問題からも体育館の空調整備を含む各種大規模改修工事は、現在のところ、困難であるかなというふうには考えてございます。

まずは、現在実施しておりますトイレ改修、継続的に実施しまして、今後、体育館の空調整備につきましても、活用できる補助金の精査等を行い、財政的負担の軽減化を図り、町の財政状況を見据えながら、計画的に実施できるよう検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○藤井委員 どうもありがとうございます。

そのことなんですが、部活動中に気分が悪くなったという話をよく聞きます。学校から帰宅途中に熱中症で倒れて亡くなったというニュースもありました。私たちが学校生活を送っていた頃の夏の暑さとはもう全く違います。ぜひ設置に向けて検討をよろしくをお願いします。

次、よろしいですか。

今年夏、やっと子どもたちが楽しみしているプール開放、入りました。ありがとうございました。プール開放の時間が一番暑い時間帯ですので、実施している教育委員会としても、水の事故だけでなく熱中症も心配だと思います。子どもたちは事故もなく、元気に参加できましたか。プールに入っているだけでも熱中症になるそうですが、小中学校のプ



ールもそうですが、対策は取っているのでしょうか。お答えをお願いします。

○東條生涯学習課長 プール開放についてのご質問でございます。令和4年度が3年ぶりにプール開放させていただきまして、そのときにつきましては、当然コロナ対策ということで、更衣室の人数制限であったり、プール内の人数制限であったりということをごさせていただきましたけれども、今年度のプール開放につきましては、特にコロナにつきましては、去年のような縛りはなくさせていただきました。去年、今年もそうなんですけれども、暑い最中ですので、日陰で待っていただくような形であったり、スムーズにプールの中に入れるようにということで、請負者のほうとも協議させていただいて進めているところでございます。

以上です。

○藤井委員 どうもありがとうございます。

次、よろしいでしょうか。

35人学級についてお尋ねします。始まったばかりですが、子どもたちの学びに変化は特にありますでしょうか。

○矢野学務指導担当課長 35人学級がいよいよ本格的にという形で、今現在運用されておるところでございます。やはり、懇談等で保護者の方からも40人詰め詰めの学級よりも30名前後のクラスになるということで、非常に教室の机と机の間隔も少しゆとりを持ちながら、それから、例えばその懇談の日程等につきましても、少しゆったりと時間的に先生に相談できる時間がつくれるというふうなことで、概ね好評なご意見をいただいております。

○藤井委員 どうもありがとうございます。

次、よろしいですか、最後ですが。

今、ずっと子どものことを聞いてたんですけども、教職員、教師のほうはいかがでしょう。昨今、教員の成り手が少なくなっていると聞きます。教員が忙し過ぎて余裕が持てないと、コロナ禍では先生が教室の消毒をしなければならないなど、更に仕事が増えました。太子町では、あまりの忙しさに病気で休む教員先生はいらっしゃらないですか。お尋ねします。

○矢野学務指導担当課長 本町におきまして、本町に限らずでございますけれども、やはり教職員の成り手不足といったところは、全国的なところかなというふうに考えております。その中で職員の業務につきましても、本町におきましては校務支援ソフト等の導

入により、可能な限り、先生方が行う事務的な処理につきましてはA Iに任せていく部分、それから、学校の組織として対応していく部分、それからデジタル化していく部分、そういった部分をできるだけ活用しながら業務負担を減らしておるところです。

また、各学校において校務分掌と言われる先生方の業務ですけれども、そういった業務ができるだけ1人の先生、複数の先生に偏らないように、学校の業務をマネジメントするよう、管理職に対してもそういった研修を実施しておるところでございます。

○藤井委員 どうもありがとうございました。

以上です。

○辻本（博）委員 155、先ほどちょっと課長も、トイレ、山田の改修と言われていましたけれども、磯長小学校トイレ改修の、先ほど次長も言われました3期目改修という形で、これいつぐらいで最終終わる予定ですか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 磯長小学校のトイレ改修につきましては、令和4年度で完了をしてございます。今年度、ちなみにですが、令和5年度につきましては、山田小学校の東校舎を現在改修工事中でございます。

○辻本（博）委員 ということは、磯長が終了、今度は山田行って、その次は町立という流れでよろしいのでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 令和5年度、山田小学校東校舎、令和6年度につきましては、山田小学校の南校舎、令和7年度、8年度におきましては、中学校の本館新館という予定でございます。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。

僕もちょっといろいろ聞かれていて、山田小学はいつなんやという話があったんですけども、本当に今やっただいたっているというので、ちょっとほっとしているんですけど。

今の子どもって、和式が中々できない。僕らの時代じゃないんですけども、僕は逆に和式しかできないんですけど、本当に洋式が主流になってきているので、今の子どもたちのことを考えたら、少しでも早くやっただければ大変うれしく思いますので、またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○村井委員 いろいろあるんですけど、先ほどのICTのところのGIGAスクール構想のところなんですけど、そろそろICT機器、主にパソコンのメンテナンスといったところの事業が先行して始められるところが予算案を組んだり、いろいろそういうところ、

やっておられるところあると思うんです。太子町においてはそういうところの計画とか、そういうメンテナンスのところにはどういうふうに対応していこうとしておられるのか。今も細々したところも対応しておられるかと思うんですけど、その状況について教えていただけませんか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 ICTの端末の更新時期が2年後に迫ってございます。現在のところ、更新費用として、約ですが、1億1千万円ほどかかるかなというふうに計算してございます。ただ、数日前に新聞報道出ておりましたが、一応、国のほうで負担するといった情報もございますが、まだ大阪府等から通じて、そういった情報のほうは来ておりません。

ただ、国負担となれば、約1億1千万円の更新費用というのは国に補助していただくというふうな形で現在のところ考えておる状況でございます。

○村井委員 今、ご答弁いただいて、更新時期、そりゃ、絶対来るやろうと。そのときの財源、国はやれやれ言うけど、その財源が伴ってきているのかというのは、このことじゃなくてほかにもいろいろあるかと思うので、その辺はできるだけ、ぶっ壊れたままとか、いつまでもそんな型の古いのとか、今どんどんどんどん新しいのが出てくるやろから、臨機応変に対応していただきますようお願いしておきます。

GIGAスクール構想全体じゃないんですけど、やっぱり、今、子どもたちの生活環境が私たちの子どもときと、がらっと生活環境が変わっているというのが、デジタル化に伴った、学校教育現場もそうですけど、ご家庭でパソコン、スマホ、このことがあるので、よく頻繁に使う生活になっていると思うんです、幼いときから。その中でやっぱり基礎的な視力とか、どうしても私でも猫背になっちゃうんで、猫背になっていたり、長いこと左手、利き手と逆の手でスマホをずっと持ち続けていたら、私もそうなんでね、正直。スマホ肘という、肘が固まってしまって、気づかんうちにね。何でこの肘が痛いねんみたいなね。そういう生活環境が変わってくることによって身体にそういう影響が出てきている。私もあるんですけど。

だから、子どもたちにそういうところの身体検査じゃないですけど、そういう調査なりされているのか、今されているんであったら、そういう特徴がもし出てきているんであったら、眼鏡かけている子がだんだんだんだん増えてきたとか、そういう、もしデータとか、もしくはこれからどうしていこうという考えがあるんであったら教えていただけませんか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 本教育委員会の学校保健事業の中で、学校各種の健診を行ってございます。その中で内科、歯科、耳鼻科、それと眼科医の先生に来ていただいて、視力検査のほうを幼稚園、小学校、中学校と実施してございます。

その中で私も先日担当のほうに、これもたまたまちょっと確認したんですが、前年度、昨年度と比べて急激に視力が落ちているといった傾向はあるのかというところの情報なんですけど、急激に視力が落ちているとかといった傾向は今のところないということで聞いてございます。

先ほど委員おっしゃいましたように、ICT化に伴い端末を使いながら、授業のほうをしている中、やはり、こう視力が落ちるかなといった懸念もございますが、今のところ急激に視力が落ちているといった傾向はないというふうに聞いてございます。

以上です。

○村井委員 急激には変わらんけど、これも調査のほうは個々の児童生徒の健康管理いうところでしっかりやっていただいて、そのデータとしてしっかり取って、私が1つ思うのが、視力よりも日頃の睡眠の入り方、ライトでずっと見た目でいきなり目をつぶって寝れるかというたら寝られへんし。それも今、これまだスマホというのが出てきて、まだそんなに日本ではあるんやけど、大人でも睡眠の導入とか、睡眠の深度というんですかね、そういうところに影響があると、明確なところが出てきつつあるのかな。だから、そういうところにも影響がこれから出てくるかと思うので、またちょっとその辺、しっかり対応してもらえますように。

それと併せて、GIGAスクール構想もしっかり着実に進めていただきますようお願いしておきます。

続けてよろしいでしょうか。

学校のクーラー、体育館のクーラーの話なんですけど、クーラーの質問されて、この場、教育委員会なんですけど、小学校は太子町の防災計画の中の避難所に指定されているはずなんですよ。私は小学校って出たから、今ちょっと話を聞いてたら、その避難所は教育委員会は体育館のことを思っているのか、それとも小学校なんで校舎のことを思っているのか。いや、それとも小学校なので、校舎も体育館も両方ですよという考えなのか、教育委員会の見解を教えてくださいませんか。

○池田教育次長 これは防災のほうでお答えいただくのが筋かと思うんですけど、基本的には教育委員会では体育館のほうを避難所として想定してございます。と申しますのは、

通常、土砂災害等雨の災害等の場合には集会場、それから、万葉ホール中心に避難所運営させていただいている。学校の体育館を開けないといけないというときは、地震等の長期避難が必要になる場合を想定した上で避難所設定をしているという状況でございます。

したがって、校舎を使うということは、今現段階では想定しておりませんが、状況によってはもちろんほかの災害でもそうですが、校舎を使わざるを得ないという場面も出てくることも想定は当然してございます。ただ、長期避難、例えば南海トラフ等で6か月、7か月というような避難になってくると、教育委員会としましては学校再開を早期に考えなければならない状況になったときに、教室に大量の避難者が入っている状況で学校再開がし得ないというところもございますので、体育館中心に考えながら、必要に応じて、例えば、重病患者がいてるとか、高齢者がいて普通に体育館に避難するのは困難という場合は、一部教室を使うということも頭に入れながら避難所運営をすることになろうかと思えます。

○村井委員 今、教育委員会からは体育館というご答弁いただきましたが、自主防災がつくっている防災計画の中でも、学校を指定避難所として指定する場合は教育活動の場であることを配慮すると。指定避難所としての機能は応急なものであることと認識した上で、事前に教育委員会と関係部局と地域住民との関係者と調整を図る、事前にね。

やっぱり、この教育現場の日頃の日常の教育としてのところの体育館のクーラー設置というところと防災といったところで、避難所が長期になる。例えば、私らが、地震で思ったら、東日本大震災も神戸の地震も真冬のくそ寒い時期やったと思うんです。あんな体育館の吹きさらしの何もなしのところに、はい、皆さん避難してくださいと。これが本当に行政が避難所運営かいうようなところもあるので、その辺は事前にその自治防災、自主防災と言うけど、そういうところの避難計画にはそういう関係部局と書いてあるので、やっぱりこの問題は単にこの教育委員会が体育館にクーラーをつけますというだけのことじゃなくて、そういう全庁を挙げて、体育館を利用するに当たって、児童生徒だけじゃなくて住民さんのそういうところも、命を預かるというところに立ち返って、前向きに検討したほうが、ほかの周辺団体は設置してんねんけど、太子町まだみたいなことにならないようにだけ気をつけていただきますようお願いしておきます。

○中村委員長 ほかにございませんか。

○辻本（馨）委員 町立幼稚園の運営事業についてなんですけど、今、3歳児が8人、4

歳児が12人、5歳児が15人、合計35人で、町立幼稚園児の在籍人数なんですけど、来年3歳児が何人入ってくるか分かるのでしょうか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 直近の数字でございます。次に3歳になる子どもさんの人数です、これは太子町全体の人数になります。対象人数としては74名が対象となっております。

以上です。

○辻本（馨）委員 74名の対象者で何人入ってくるか分からないんでしょうけど、今の3歳が5歳になるとき8人しかいないと。このままどんどん尻つぼみになってしまっただけで入らなくなってくると、幼稚園自体の運営はもう考えんとあかんようになってくるんじゃないんでしょうか。

○池田教育次長 ご指摘のとおり、人数が町立の幼稚園かなり減っているという状況がございます。決して、町立に来る子どもが減っているというのではなく、出生数が落ちていく、少子高齢化が進む中で対象となる子どもたちが相当数減っているというのが実態でございます。今ほどありましたように、来年74名の今現状の来年入園予定の子ども数ですが、既に半数近く、半数強ですかね、話で聞いていますと、もう既に保育園のほうに在園されている。したがって、残りの三十数名を私立の幼稚園、保育園と、それから、町外の幼稚園、保育園も含めて、言い方悪いですが、取り合いといいますか、園児の獲得競争みたいな形になっているのがここ数年の実態でございます。来年も、果たして、今ちょうど入園の申込みを始めたところですので、何人来るかというのは今の段階でまだ不透明なところございますが、今のところ、この人数で町立を閉めるというようなことは考えてございません。

申しますのは、公立には公立の役割というのがございます。例えば、私立はもちろん、経営等いろいろ考えられる中で、例えば障がいのある子どもであるとか、保育に非常に難しさがある子どもが断られる場合がございます。そういう場合は公立園で引き受けるというのはこれも社会全般で、どこでも市町村でやられていることだと思いますし、それから、軽々に閉めると、今度は例えば人数が足りない、入れる保育園が一時待機児童も問題になっていましたけど、そういう事態になると、公立の果たす役割というのは大きくなっていくと考えてございます。

軽々に今の人数が少ないから閉めるという方向では考えてございませんが、やはり経営という部分であれば、例えば全入園者数が3人とかなったときにはどうすんねんとい

うようなところは、今後考えていかなければならないところかなど。その場合は一時閉園であるとか、休園であるとかというようなことも視野に入れていくような時代が来るのかなというようなことは想定はされております。教育委員会としましては、今の現園児数が減らないように努力を重ねながら、続けて町立の経営を続けたいというふうには考えてございます。

○辻本（馨）委員 やわらぎ保育園が92人入っているんですね。松の木保育園が118人、昨日の所管部署課の報告。年間に3億円ほど委任業務委託何とか料払っているんです。では、町立幼稚園と両保育所の違いって何があるか。どういう違いがありますか。

○池田教育次長 単純に申しますと、保育園、保育所は0歳から入園が可能になってまいります。幼稚園、これは学校教育法の中で縛られるところですけども、3歳児からというところで、年次が変わってくるというところと、それから、例えば開園の時間、保育所の場合には早朝から預かって夜間までというのはございますけど、法律上、幼稚園という施設は週の保育時間数が決まっているとかいう違いがございます。

○辻本（馨）委員 月謝というか、月々に払うお金は違う。町立幼稚園とやわらぎと松の木と違うんですか。

○池田教育次長 保育所のほうの保育料については私とここで存じ上げておらないんですが、昨今、幼児教育の無償化制度がかなり充実されておまして、かつては所得に応じてかなりの保育料の差が生じていましたけど、今はほとんど、全てが無償になっているわけではございませんが、かなり軽減化されているやには聞いております。

○辻本（馨）委員 残り37名に来てもらうように、幼稚園自体の運営を続けていかなきゃならないという使命というか、役割があるのであれば、残り37人の争奪戦というか、来てもらうように何か頑張るようなことをしなきゃならないかなと思うのがあります。

次に、生涯学習センター管理事業についてお聞きします。5千600万円支出しているんですけど、これは毎年払うお金じゃないんでしょうけれども、その中で生涯学習センター清掃委託料177万1千円を予算で使っているんですけど、どれだけの掃除をすればこれだけのお金がかかったんですか。

○東條生涯学習課長 新しく去年の7月からオープンしております生涯学習センターの清掃業務委託の詳細でございますけれども、年間通しまして、ガラス清掃のほうは248平米、床清掃につきましては年2回やってございまして1千767平米、あと、貯水槽

での清掃であったり、水質の検査ということで基本的にはKBSという業者さんに長期の契約で契約しているというような内容になってございます。

以上です。

○辻本（馨）委員 毎年、このお金が算出されるということなんですか。

○東條生涯学習課長 基本的には毎年かかってくる経費となつてございます。当然、公民館のときの清掃委託であったり、設備の保守委託であったりというよりは、新しい施設になつてございますので、ある程度、面積等も増えまして、経費自身は4年度につきましては7月からですので、ある程度、数字としましてはばちっと出てないんですけども、今年度の実績なんかでいきますと、公民館の維持管理等どのぐらい、観光交流センターも含めてにはなるんですけども、経費のほうが、ある程度、1.4倍、5倍とかというような、人件費も含めましてですけども、なつているというのはまた見てとれるかなと思います。

以上です。

○村井委員 今のに関連して、175頁の図書館、生涯学習センター「太子の森」、図書館を含む「太子の森」、「太子の森」と図書館、別ですものね。全般の話なんですけど、いろいろこの間、議会いろいろあつて、建設完成しました、住民さんに使っていただきました。私はその建ててからが勝負だとずっと言っていたんですけど、その中で肝煎り、私の中では自習室、この決算書には自習室という言葉は出てこないですけど、やっぱり新たな取組として自習室、交流室と、そこをどれだけ稼働してあの施設を利用してもらうかというのが1つの、いろいろ議論してきたことが1つの答えが出てくるんじゃないかなみたいなどころがあつたと思うんですけども、自習室の稼働率、延べ何人使っていただいて、利用したかとか、その数字とかございますか。ごめんなさい。交流室を含めて。

○東條生涯学習課長 自習室というのは図書館内にございます自習室と生涯学習センター「太子の森」一体で図書館も入つておるんですけども、交流室ということでご質問で、今ちょっと自習室のほうの数字という細かい数字は今すぐには出せないんですけども、一定、時間を1時間50分刻みということで、まずは1時間50分刻みで、一旦は1コマということでさせてもらつていまして、入替え制ということでさせてもらつていまして、いっぱいになり過ぎて、何て言うたらいいんですか、入ることができないというような現象まで起こつてないので、また自習室を、どれだけ活用の仕方といたしますか、



そんなのも研究はしていかなあかんというふうになってございます。

また、交流室のスペースに関しましては、飲食もできますので、かなり多くの子どもさんから大人の方も常に使っていただいているというような状況が見てとれますので、これにつきましては、ちょっと人数等のカウントしておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○村井委員 実数、細かい数字とかまではいいので、教育委員会として自習室、今、交流室に関しては飲食を含めて幅広く使っていただいていると。ある一定の自習室に関しては、目標なりじゃないですけど、ある程度、活用していただいているな、利用していただいているなというのが実感があるのかなのか教えていただけませんか。

○東條生涯学習課長 ご質問の自習室につきましては、先ほど申しましたように、若干1時間50分単位ということで、一旦、席を出て、また入らんなあかんというような、ちょっとご不便やというお声もいただいていることもございまして、というので、見直しをというのを考える中で、ずっと永遠に借りれるようになれば、また、これはこれで問題ということもありますので、慎重に見極めたいと思っております。ですので、活用方法につきましてはもう少し慎重に考えながら、見直しも含めて考えればいかなと思っております。

また、センター全体につきましても、公民館時代のといいますか、1.5倍ぐらいの利用者数にはなっておりますけれども、それでもまだ空いている貸し部屋の時間等もございまして、もっともっと活用できるように考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○村井委員 今、自習室の活用というのは、ただ単にそこで遊ぶんじゃないで、やっぱり成人の方の生涯学習としての余暇を過ごす、工夫して。児童生徒、学生の方にはそこでしっかりと学習、学んでいただくというところのそういう目的があるところやと思うんです。

昨今、電気代・ガス代と昨日も話ししましたが、電気代が上がって家でクーラーつけてどうやこうやじゃなくても、ここへ来たらクーラー効いてあるし、環境も静かなところでいいしというようなところの、利用されるそういうなんを、目的じゃないですけど、ちょうどええわみたいな利用される方も増えてくると思うんですよ。逆に増えてくれなあかんと思うので、ここ来てくださいよと。

だからそういうところも、これから利用者さんとこに出てくるかと思うんですけど、特に、交流室もちびっこたちがあっこでおやつを食べて、みんなで宿題をやりながらお話ししているのを見たら、この施設建ててよかったなって思える一瞬やと私は思っているんです。

ただ、交流室に関しては月曜日をお休みですよね。閉まっていますよね。この前、皆さんもご存じか、庁舎内でお弁当を食べようとされた方がいらっしゃって、職員の方が交流室を案内してた。これ、月曜日であつたらどないなっていたんやろうなど。交流室、月曜日だけでもあそこを誰か開けれるようなことでね、「太子の森」は月曜日休みやけど、交流室は月曜日も開けますよみたいなことは考えられないのか、今、即答はできないかも分からないですけど、検討してもらえないか。

○東條生涯学習課長 委員おっしゃるように、月曜日は万葉の森というのも休館日ということとさせていただいております、現時点では万葉の森というか、生涯学習センターの管理スタッフに、開け閉めも含めてやっていっているところとございまして、太子町の庁舎の中で食事ができる場所をどう確保するか、庁舎敷地も含めまして、という考えになりましたら、また庁舎管理も含めまして、全庁的な形の中で考える案件かなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○村井委員 先ほども言いましたように、ちびっこがおやつを持ってきて、暑いから、夏休みの期間であつたら、あそこで自転車、わーっとなつて、危ないぞと言ってる場面もありましたけど、月曜日ではこれはもう役場の都合であつて、住民さん、観光客はそんな月曜日とか関係あらへん。そういうところも、月曜日のところ、入り口も別なんでね、一緒になつてこないなつていたらやけど、別にあるので、あそこだけでも開けておこうとか、もし庁舎内敷地内でお弁当を食べ、月曜日にどっかでお弁当を食べようと思つてるんやけど、いやいや、庁舎内はあきませんでつて、炎天下の外のベンチのところまで食べてくださいという、そんな案内するかって、こんなクソ暑い中ね。だから、そういうところも想定した上で、ここを開けてもらえたらなというふうなところもあるので、その辺も検討してもらいますようお願いしておきます。

続けてよろしいですか。

155頁のところの特色ある学校づくり補助金ですか、これ、各小学校、中学校の特色ある学校づくりの特色を教えてくださいませんか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 特色ある学校づくりの補助金でございます。この

補助金につきましては、学校の伝統であったり、校風、地域の実態を踏まえた教育活動とか研究活動など、特色のある学校づくりの推進、それと学校教育の充実に役立つと認められるもの。また、学校での進路指導及び生徒指導対策事業に要する費用で、必要と認められる経費を支出してございます。

具体的には、各学校、それぞれ挙げてもらっているんですが、外国語について低学年においても、まとまりのある授業を実施し、低学年から高学年まで定着するよう、専科指導を行うための外部人材を活用するなど、あとは教育環境の整備や研修体制を充実させる、特にビオトープとか、そういう芝生などの環境整備が主な補助内容となっております。

それと、各学校の特色でございます。まず、磯長小学校でございます。磯長小学校につきましては、豊かな心の元気な子どもを育てるため、児童や学校の伝統、先ほど言いました校風、地域の実態を踏まえた教育活動など、そういった特色のある学校づくりの推進を進めるといった特色がございます。

それと、山田小学校でございます。山田小学校につきましては、確かな学力、基礎的基本的な学習内容を確実に身につけさせると。また、個々に応じた学力の向上を目指すとなっております。2つ目として解決する力でございます。それと豊かな心、健康安全な生活を送るため、充実した教育活動を推進するとなっております。

それと、中学校でございます。中学校につきましては、未来を生きる力を育むと、生徒主体の授業づくりを校内研究テーマに掲げまして、深い学びの実現へ実践していくとなっております。

先ほど、ご答弁させていただきましたGIGAスクール構想が現実化して、昨年度より、生徒一人ひとりにタブレットが支給され、ICT機器を活用した環境づくりをより一層進めていくとなっております。

以上でございます。

○村井委員 磯長小学校のところで、私はこの3校、両小学校、中学校合わせてということで、これから太子町を担っていただける子どもたちのところで、地域の伝統を踏まえたということが3校共通したところになってくるかと思うんです。その辺のところもあって、修学旅行扶助とか、そういうところの修学旅行扶助って、修学旅行って今、小学校、中学校どこ行ってはるか教えていただけませんか。

○矢野学務指導担当課長 両小学校共ですけれども、伊勢方面に修学旅行に行ってください

ます。中学校につきましては広島、それから四国方面にこの間行ってございます。

○村井委員 小学校は私たちも伝統の伊勢ということで、これもまた1つ伝統なんやと。中学校に関しては、私たちのときは広島、萩に行って、その後、長崎への世代もあつたり、鹿児島もあつたり、また長崎行つたりと、今、広島、四国ですか。先ほどから質問ありましたように教育委員会でも力を入れていますね。ここはやっぱり中山久蔵と絡めていくべきだと思うんです。これはもう後、そこまでの構想を持って、中学校の修学旅行は北海道北広島に行きましょうというぐらいの、そこら辺の目標を持って狙いを持って、北広島としっかりと連携取って、子どもたちに北広島にという、それが一番手っ取り早いと私は思うんですけど、その辺のお考えはお持ちでしょうか。

○池田教育次長 話はよく分かるんですが、基本的に学校の修学旅行については学校主体で決める。しかも、それは費用については保護者で全額をご負担いただくという形でやっております。もちろん、私どもとしてもそういう施策の中の取組の中に学校の修学旅行行かせたいというところがございしますが、この間の私どもの取組を見ていただいて、学校のほうで最終判断いただいて、行き先変更ということも学校の判断でやっていただけるかなというふうに思っております。また、この間、中学校の修学旅行については、長崎、鹿児島、広島と、平和学習主体で修学旅行の行き先を決めてございます。その大きな流れの中でどうしていくかというのも学校の判断になるかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○村井委員 伝統的に平和学習といったところで、候補地、行き先を選んでおられるというのはもちろん理解した上なんですけど、やっぱりそれを中山久蔵の顕彰事業をやっていく中、今回も企画展やっていく中、その先はどうしていくねん。大人の方々に中山久蔵を知っていただくことはもちろんですけど、児童生徒に修学旅行で北広島まで行ってもら。それはもう後は予算組むか組まないかの話です。やっぱり、それが逆に言うたら、相乗効果で生きてくるん違うんかと。中山久蔵がただ単にお米作ったんじゃないと。中山久蔵が北広島でどうしたんやという道徳教育といったところ、これからの日本の国の求められる1つやと思うので、その辺を今ちょっと無理やと思うんですけど、ひとつ検討していただければ、そんなんもできていったら相乗効果的に事業が生きてくるんかなと思うので、お願いしておきます。

続けてよろしいですか。

(一部削除)

○村井委員 153かな。バス等借上げというところの決算内容の、この事業について説明していただけますか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 まず、磯長小学校のバス借上料でございます。このバス借上料につきましては、支援学級の児童が作品展に参加するための借上料でございます。ちなみにすばるホールで作品展がございました。

それと、山田小学校、決算書157頁です。使用料及び賃借料のバス等借上料でございます。この分につきましては、これも作品展に参加する際のバスの借上料となっております。

バス借上料が何種類かございますが、同じく山田小学校の決算書159頁のバス借上料決算額2万2千円という分でございます。このバス借上料につきましては、児童等がけが等で病院等に搬送する際のタクシー代となっております。

それと、中学校でございます。決算書163頁ですか、バス等借上料でございます。5千600円の決算額でございます。こちらにつきましても、けが等で病院等に搬送する際のタクシー代となっております。

同じく中学校です。決算書165頁のバス借上料84万7千660円の分でございます。こちらにつきましては、修学旅行、先ほど言いました広島、岡山、四国方面のバスの増台分でございます。それとあと、宿泊訓練です、1年生。これは貝塚の府立少年自然の家、それと2年生、国立淡路少年交流の家に行った際のバスの借上料でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業としてのバスの借上料となっております。

以上でございます。

○村井委員 ということは、コロナ関連は日頃の遠足とかそういう宿泊訓練のときのバス増台分の予算で、前に出ている4万9千500円、2万2千円、5千600円というところは、遠足、出てこない、毎年の遠足のところに出てこない予算額とまた別のバス等を借りて計上ということよろしいですか。

○武部教育総務課長兼学校給食C所長 おっしゃるとおりです。先ほど言いましたように、何か救急でけが等した際に、タクシー代として病院に搬送する際のバスの借上料でございます。

○村井委員 あと、171頁の文化スポーツ活動活性化事業補助金ですか、その文化スポーツ活動活性化事業という目的のところのことで、午前中にもお話ししましたように、

その都市公園でのボール遊びとか、そういうところが後の大きな生涯学習的なスポーツ、今、ホームページではスポーツクラブ募集というのに、インディアカ、硬式テニス、ジュニアサッカー、ミニバス、バレーボールと、5つ募集の案内出ていますけど、その前に、そういうところの周辺を庁内に行政としてしっかり設置するというのはボール遊びできるようなところが、いきなりその体育館来て何かやってくださいとか、いきなり広場でユニフォームを着てバット持ってやってくださいとか、そうじゃなくて、そのことによって、後の今、力入れておられるところに生きてくるかと思うんですよ。増えてくると思うんです。その辺の教育委員会としてのお考え、もしくは、これも聞きたいんですけど、教育長のお考えがあれば教えていただけませんか。

○池田教育次長 教育長とご指名であれなんですが、村井委員のおっしゃられる意図は非常によく分かります。ただ、公園で、例えばボール遊びをするなという規制について、これ、目的を絞って何かこうしているというよりは、例えば、近所で窓ガラス割れるとか、そこに公園に遊びに行ったら、高齢者の方が、ボール遊びしてて、ボールにぶつかってけがするというような社会的な要請の部分から規制をせざるを得ないというのが、今の現状の公園の規制の流れかなというふうに思っています。スポーツ公園、それから青少年グラウンド、磯長小学校上のグラウンドですけれども、そこらあたりはもちろん、スポーツするための施設ということで、日頃、個人で、例えば親子で来て、キャッチボールするとか個人的な利用を制限しているわけではないので、そういう方は常々ご利用いただいているので、そこをご利用いただくしかないのかなと。

もし、仮に町中の公園をそういう施設に活用するとするなら、スポーツ施設として公園を整備しなければならないという状況になってくるので、中々、その辺は難しいのかなというふうに思っています。

ただ、おっしゃるスポーツ振興という場面、日常の生活の中でスポーツに触れる場面が非常に大事だというふうに思っていますので、今現在、夏休みに子どもの体操の教室もやっていますけれども、そういうのも拡充して取り組めるように、できるだけスポーツを親しんでいただけてというふうには考えています。

○村井委員 全般にさっきも、スマホで視力の話、ゲームもそうですけれども、午前中の話もそうです。大きな各部署が連携取っていくことによって、相乗効果的にいろいろなところで効果が発揮できるん違うんか。それがぶつ切りになってるから、これが問題になって、子どもは遊びたいねん、ボールで遊びたいねん。大人が我慢せえ我慢せえ、し

たらあかんと押さえつけるだけじゃなくてね。やっぱりそこはしっかりと、何か変えていくというところを前向きに検討していただいて、これはまた教育委員会だけの問題じゃないと思うんです。だから、その辺もしっかりこれから検証していただいて、やっていただきますようお願いしておきます。

以上です。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、教育委員会関係についての質疑を終わります。

これで、一般会計決算認定の質疑は全て終了しました。

討論に入ります。討論ございませんか。

藤井委員、討論を許します。

○藤井委員 認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

黒字で基金も積み増しました。令和4年度も健全な決算となっています。富田林医師会と連携しての迅速なワクチン接種や集団健診の実施、新生児聴覚補助の実施、少人数学級の実施が実現しました。また、国のコロナ対策の交付金を使って、一般水道料金基本金の全額免除や事業者支援激励金、事業者一時支援金の交付、新入学応援緊急給付金の交付など実施し、住民に喜んでもらえる施策を実施しました。

しかし、生涯学習センターの使用料の上昇が7月から始まりました。これまで公民館を利用してこられた住民の方々は、今もなお公民館時代にあった温かい対応や無料の使用を望んでおられます。受益者負担の観点から施設を利用する方より、行政サービスを受ける対価として、維持管理費の一部を負担していただくことは施設を使用するものと使用しない者との公平性の確保が妥当という考えはあまりにも冷たい考えで、地方自治体として地方自治法に定められた住民福祉の増進を図る機関としての役割を放棄するものと言わざるを得ません。

中山久蔵顕彰事業は、当初予算では44万6千円でした。日本共産党はコロナ禍の今、北海道まで3人もの職員が行く必要があるのかと修正動議を出して反対しました。3人から2人になったのは、一定考慮されたのかと思っています。事業をするからには、一過性ではなく未来に続く中山久蔵顕彰事業にしていきたいと思えます。

コロナ禍で住民の暮らしは大変です。そこにロシアのウクライナ侵攻に始まった物価

高が住民の暮らしを直撃しています。一番住民の身近に寄り添って仕事をするのが職員さんです。

ところが、正規の職員が少ない実態が常態化しており、そこにコロナによるワクチン接種や国が強引に押し進めるマイナンバーカード業務が加わりました。様々なあってはならないようなことが起こったのも、個々の職員さんの問題ではありません。機構に問題があるのか、慢性的に正規職員が足りないのか、背景をしっかりと検証し、働きやすい職場環境をつくることを求めます。

国や府言いなりの町政運営ではなく、太子町として国保の悪政から住民の暮らしを守るため、どんなときでも住民福祉の増進を図ることを第1に置いた町政運営を求め、反対の討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

辻本馨委員、討論を許します。

○辻本（馨）委員 認定第1号、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

本決算は歳入総額は65億7千477万8千円、歳出総額は64億19万6千円、実質収支は1億6千588万7千円の黒字決算となっています。歳入では、町税のうち市町村民税、固定資産税、軽自動車税の増収及び地方交付税、法人事業税交付金の増収により、町全体として8千963万8千円の増収となっています。また、ふるさと納税による寄付金の大幅な増収や特定財源である地方債及び基金を効率的に活用するなど、令和4年度においても、財政調整基金を取り崩すことなく、行財政運営に必要な財源の確保に工夫と成果が見られました。

一方、歳出では、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策事業として、ワクチンの集団接種をはじめ、水道基本料金全額減免やキャッシュレス決済のポイント還元による事業者支援、ひとり親世帯や非課税子育て世帯への支援など、コロナ禍における住民生活に配慮した事業実施であったと考えます。

また、令和4年7月から図書館機能を備えた生涯学習施設「太子の森」の運用を開始したことも、住民の生涯を通じた学習や住民間の憩い、交流の推進につながるものです。

その他、子ども・子育て関連事業、高齢障がい者福祉事業、健康づくり関連事業などの拡充に加え、老朽化した道路橋梁施設の改修、農業次世代人材投資や農作物被害防止対策、地域公共交通の実証運行、学校等における教育環境の充実、学校施設やスポーツ



施設への投資、住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付の開始等、多様化する行政需要に応えるべく事業を着実に推進されています。

今年度においても、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を要する状況に変わりはなく、先行きを見通すことは依然困難ではありますが、様々な要因を考慮し、町の収入を堅実に見積り、人口減少、高齢化社会に対応した強靱な財政基盤の構築と住民誰もが安心して暮らせる魅力あるまちづくりに努められることを要望して、賛成討論といたします。

○中村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○中村委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

採決をいたします。

認定第1号を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立7名・反対1名)

○中村委員長 起立7名、反対1名。

以上の結果で、令和4年度太子町一般会計歳入歳出決算認定については認定とすることに決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は終了いたしました。

よって、これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はご苦労さまでした。

午後 3時56分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

決 算 常 任 委 員 長      中 村 直 幸